

『円滑な相続』  
の  
アドバイス

発行日 平成18年8月22日

発行者 上田会計事務所

発行責任者 税理士 上田 勝

〒660 - 0822

尼崎市杭瀬南新町4丁目1番28号

電話 06 - 6483 - 3005

FAX 06 - 6483 - 3006

E - Mail [info@ama-uedakaikei.jp](mailto:info@ama-uedakaikei.jp)

H P <http://www.ama-uedakaikei.jp>

## はじめに

相続に関する争いごとは、時代の背景にあまり関係なく、また、相続財産の金額の多い少ないに関係なく昔から数多く発生しております。争いごとが発生しますと、親族どうしの断絶が当事者だけでなく、子供、孫の代まで引継がれていくことが往々にしてあります。

相続が発生したときに、親族の断絶にならないように、また子供、孫の代まで引継がれていかないように、争いごとの嘆かわしさを少しでも減らしていくことが、税理士を職業とした私の1つの役目でもあろうと考えております。

なぜ、「争いごとになる」のか、この争いごとになる基本的な原因は、被相続人の「何を」引継いでもらうのか、相続人の「何を」受け継いでいくのかの思惑の違いにあります。

相続人は、自分自身および家族が公平に扱われているのか否かで判断しますから、「何を」で双方の思惑の違いが生じないように対策を取っていくことが必要です。

家族が誕生する過程を考えて見ますと、夫と妻は当人同士の意思表示により結ばれますが、親と子は親の側の一方的な意思により子供が誕生します。

そして、生れてきたすべての子供は、否応なしに夫婦が共同して与えた遺伝の影響と育てられた環境の影響を受けて成長しますから、親も子供に対して相当重い責任がついて回ることは当然のことです。

一方、子供はこの世に誕生し、親に育てられ、教育を受け、親から独立し社会人として成長し、この世の中に自分自身を確立していきますから、親から独立した後は、自分自身にすべての責任があることを自覚しなければなりません。

昔から、「子供を持てば親のありがたみが分かる」といいますが、家庭を持ち、子供ができれば、「親を想う気持ち」が強くなってくるものです。

相続のときに感じることは、この「親を想う気持ち」を強く感じる相続人が多いところでは、あまり争いごとになることは少ないように思います。

相続の争いがおきないように遺言を書くことが一般的に行われていますが、現在の遺言のあり方に疑問を感じる場合があります。

確かに、遺言を書けば法律的な側面からは問題点を解決してくれますが、争いごとを行なった精神的な負担はずっとついて回りますから、これで親族の間での争いごとが解決されるとは思えないことです。

その基本的な問題点は、遺言の秘密主義にあるのではないのでしょうか。被相続人の一方的な意思表示で遺言が作成されていますから、相続人の受取る側の論理がまったく反映されていません。

常識的に考えて一方通行では、本質的な物事は解決しないように思います。最終的な判断を下さなければならない場合には、いたし方のないことでしょうか。

被相続人および相続人とも、相続とは「親族の心を結ぶ共同作業である」という理念を持ってば、「円滑な相続」が期待できる基盤が築かれると思います。

現在は特に健康な体を維持するために予防医学が進んでいます。同じように円滑に相続が進むように、将来設計を考えて「争続」にならないように事前に準備をし、予防していくことが重要になってきています。

このような観点から、「円滑な相続」のアドバイスを掲載しましたので、少しでも皆様の役に立てば幸いに思います。

平成 18 年 8 月

上 田 勝

「円滑な相続」のアドバイス 目 次

〔 1 〕 統計情報	1
< 1 > 厚生労働省の統計情報	1
1 日本的人口	1
2 平均寿命	1
3 平均余命	2
< 2 > 最高裁判所の統計情報	2
1 家庭裁判所の家事相談	2
2 家事審判および調停の新受件数	3
3 遺産分割事件の処理内容	3
< 3 > 国税庁の統計情報	4
1 課税状況の累年比較	4
2 相続財産価格階級別の状況	5
3 相続財産種類別の状況	5
4 相続税の課税状況	6
〔 2 〕 民法上の相続	8
< 1 > 相続の開始	8
1 相続人について	8
* 6親等内の血族および3親等内の姻族の親族図	9
< 2 > 法定相続分について	10
1 遺留分	10
< 3 > 遺言	11
* 自筆証書遺言の記載例	12
* 遺産分割協議書の記載例	13
〔 3 〕 相続は根本から	14
< 1 > 生命の連続性	14
< 2 > 家族の「絆」	14
< 3 > 相続と親族の「絆」	16
〔 4 〕 子孫への引き継ぎ	17
< 1 > 子供の誕生	17
1 精子と卵子のめぐり合い	17
2 染色体について	18
1) 男女の性別	18

2) 染色体の引き継ぎ	19
3 遺伝子について	19
1) 兄と弟および姉と妹がちがう理由	20
< 2 > 知性は遺伝する	21
1 性格や才能も遺伝する	21
2 遺伝と環境	21
[ 5 ] 脳のはなし	23
< 1 > 大脳について	23
< 2 > 大脳の細胞	25
1 情報伝達の方法	25
2 神経細胞の情報伝達の仕組み	26
3 シナプス	27
4 神経伝達物質	28
< 3 > 神経細胞の臨界期	28
[ 6 ] 環境の影響	31
< 1 > 胎児の環境	31
< 2 > 三つ子の魂百までも	31
[ 7 ] 円滑な遺産分割について	33
< 1 > 遺産分割自由の原則	33
< 2 > まとめ役の必要性	33
< 3 > 「親族の心を結ぶ共同作業」として	34
< 4 > 生命誕生の根本から考える	34
[ 8 ] 遺言について	36
< 1 > 遺言の効用	36
< 2 > 公正証書遺言	37
< 3 > 公正証書遺言の書き方	38
1 「相続分の指定」について	38
2 「遺産分割方法の指定」について	39
3 「遺言執行者の指定」について	40
4 「遺言の原案」のまとめ	40
* 「遺言の原案」の具体例	41
* < 参考文献の紹介 >	41

## ホームページ Q & A 目次

< 1 > 公正証書遺言について	4 2
< 2 > 証人について	4 2
< 3 > 遺産分割の方法の指定の委託について	4 2
< 4 > 遺言執行者について	4 3
< 5 > 公正証書遺言の作成の手数料	4 4
< 6 > 遺産分割の調停事件の現況	4 5
< 7 > 相続の紛争は次世代に持ち込まないこと	4 5
< 8 > 遺伝の影響を受けるのか	4 6
< 9 > 相談をしたいときは	4 7

## 〔 1 〕 統計情報

### < 1 > 厚生労働省の統計情報

この資料は、「総務省の統計情報」および「厚生労働省の統計情報」を基にして、内容を抜粋・要約して編集しています。

#### 1 日本の人口

日本の推計人口総数は、1億2765万5千人です。(H18年3月1日現在)

男性は6226万6千人、女性は6539万人になります。

出生は110万7千人です。(H16年)(出生率 0.867%)

死亡は102万4千人です。(H16年)(死亡率 0.802%)

自然増加は8万3千人です。(H16年)(増加率 0.065%)

NO	区 分	H18年3月			H17年3月		
		総 数	男	女	総 数	男	女
		千人	千人	千人	千人	千人	千人
1	人口総数	127,655	62,266	65,390	127,604	62,226	65,378
2	出 生 率	1,107	(H16年)		1,124	(H15年)	
		0.867%			0.881%		
3	死 亡 率	1,024	(H16年)		1,015	(H15年)	
		0.802%			0.795%		
4	婚 姻	725	(H16年)		740	(H15年)	
5	離 婚	267	(H16年)		284	(H15年)	

#### 2 平均寿命

H17年の平均寿命は、男性は78.53歳、女性は85.49歳です。

暦 年	男	女	男女差	暦 年	男	女	男女差
S22	50.06	53.96	3.90	H 2	75.92	81.90	5.98
30	63.60	67.75	4.15	10	77.16	84.01	6.85
40	67.74	72.92	5.18	15	78.36	85.33	6.97
50	71.73	76.89	5.16	16	78.64	85.59	6.95
60	74.78	80.48	5.70	17	78.53	85.49	6.96

### 3 平均余命

H17年の60歳の平均余命は、男性は22.06歳、女性は27.62歳です。

#### 主な年齢の平均余命

年齢 歳	男 性			女 性		
	H17年	H16年	延 び	H17年	H16年	延 び
0	78.53	78.64	-0.11	85.49	85.59	-0.10
40	39.82	39.93	-0.11	46.35	46.44	-0.09
45	35.14	35.25	-0.11	41.54	41.63	-0.09
50	30.59	30.70	-0.11	36.81	36.90	-0.09
55	26.21	26.33	-0.12	32.17	32.27	-0.10
60	22.06	21.17	-0.11	27.62	27.74	-0.12
65	18.11	18.21	-0.10	23.16	23.28	-0.12
70	14.38	14.51	-0.13	18.85	18.98	-0.13
75	11.07	11.23	-0.16	14.80	14.93	-0.13
80	8.23	8.39	-0.16	11.11	11.23	-0.12
85	5.93	6.07	-0.14	7.97	8.10	-0.13
90	4.23	4.36	-0.13	5.56	5.69	-0.13
95	3.05	3.21	-0.16	3.90	4.02	-0.12
100	2.21	2.41	-0.20	2.80	2.96	-0.16

#### < 2 > 最高裁判所の統計情報

この資料は「最高裁判所の統計資料」を基にして、内容を抜粋・要約して編集しています。

##### 1 家庭裁判所の家事相談

相続関係にかかる相談件数は、108,527件です。(H16年)

死亡人数との対比では、実に10.6%になります。(H16年)

H10年の相談件数は75,698件でしたから、32,829件も増加をしています。

家事相談とは、審判や調停などの事件の申し立て前の段階で行われる手続き相談であり、これ自体で問題の解決を図るものではありません。



家事相談件数（H16年）

NO	家事相談内容	件数
1	婚姻中の夫婦間の問題	157,836
2	婚姻外の男女間の問題	16,770
3	親子関係	40,679
4	相続関係	108,527
5	戸籍関係	52,685
6	その他	52,516
7	家庭裁判所に関係のない問題	6,155
	総件数	435,168

2 家事審判および調停の新受件数

遺産の分割に関する処分（調停事件）の新受件数は、10,083件です。  
（H16年）

事件別および年別の新受件数

NO	事件内容	S60年	H10年	H14年	H15年	H16年
	（審判事件）					
1	相続の放棄の申述の受理	46,227	83,316	123,038	140,236	141,477
2	遺言書の検認	3,301	8,825	10,503	11,364	11,662
3	遺言執行者の選任	887	1,221	1,379	1,547	1,724
	（調停事件）					
1	寄与分を定める処分	154	643	741	699	701
2	遺産の分割に関する処分	5,141	8,708	9,237	9,582	10,083

3 遺産分割事件の処理内容

遺産分割事件の総数9,286件のうち、認容および調停成立は6,707件です。

遺産分割事件は、遺産の価額の「多い・少ない」に関係なく発生しています。  
この事件の処理期間は、「3ヶ月以上～2年以内」で全体の90%を占めています。

認容・調停成立件数の金額別および処理期間別の内訳

処理期間 遺産 の価額	総 件 数	1 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 超
総 数	6,707	128	545	1,398	2,000	1,533	509	594
1 千万円以下	1,605	47	210	461	473	282	66	66
5 千万円以下	3,115	59	248	684	1,027	691	223	183
1 億円以下	970	9	40	137	279	277	97	131
5 億円以下	651	8	24	47	131	200	83	158
5 億円超	85	1	2	4	11	23	7	37
算定不能ほか	281	4	21	65	79	60	33	19

< 3 > 国税庁の統計情報

この資料は「国税庁の統計情報」を基にして、内容を抜粋・要約して編集しています。

1 課税状況の累年比較

被相続人の数は、43,488人です。(H16年)

死亡人数との対比では、4.25%(H16年)の人が相続税の申告を行っています。

課 税 状 況 の 累 年 比 較

NO	区 分	課税価格		相続税額 百万円	税額控除 百万円	納付税額 百万円	被 相 続 人 数 人
		相続人の 数・人	金 額 百万円				
1	H9年分	155,356	13,863,486	3,062,211	869,916	1,933,879	48,605
2	H10年分	158,184	13,246,765	2,730,281	800,425	1,682,595	49,526
3	H11年分	158,874	13,269,879	2,725,838	818,677	1,687,561	50,731
4	H12年分	150,317	12,340,937	2,461,769	748,944	1,521,269	48,463
5	H13年分	140,716	11,703,456	2,415,135	761,052	1,477,085	46,012
6	H14年分	134,294	10,639,661	2,042,269	604,827	1,286,286	44,370
7	H15年分	133,999	10,358,210	1,746,586	509,474	1,126,333	44,438
8	H16年分	131,279	9,861,773	1,607,472	465,409	1,065,057	43,488

## 2 相続財産価格階級別の状況

課税価格の総額は、 9兆8511億84百万円です。(H16年)

納付税額は、 1兆0641億22百万円です。(H16年)

### 相続財産価格階級別の状況

	課税価格階級	被相続人の数 人	課税価格 百万円	左のうち精算 課税適用財産 価格・百万円	納付税額 百万円	法定相続 人の数 人
1	1億円以下	8,678	737,162	5,586	10,213	20,735
2	1億円超	20,706	2,894,892	8,121	106,426	70,374
3	2億円超	6,672	1,618,892	4,588	123,449	25,054
4	3億円超	4,377	1,658,908	3,983	204,326	17,328
5	5億円超	1,468	859,908	1,569	141,651	5,794
6	7億円超	832	684,833	1,552	130,058	3,399
7	10億円超	614	816,248	1,941	183,962	2,544
8	20億円超	141	580,342	1,165	164,037	618
	合計	43,488	9,851,184	28,505	1,064,122	145,846

## 3 相続財産種類別の状況

### 相続財産種類別の状況

NO	財産の種類	平成15年分		平成16年分		
		被相続人の 数・人	財産価額 百万円	被相続人 の数・人	財産価額 百万円	比率 %
1	土地					
	田	13,353	618,479	12,489	505,273	4.60
	畑	15,859	911,422	15,168	721,790	6.58
	宅地	41,979	4,403,289	40,929	3,990,220	36.35
	山林	10,686	157,862	10,224	114,639	1.05
	その他の土地	12,610	540,422	12,532	497,854	4.53
	計	42,614	6,631,474	41,599	5,829,776	53.11

2	家屋・構築物	40,277	573,575	39,562	593,248	5.40
3	事業用財産					
	機械器具ほか	6,845	17,973	6,458	18,422	0.17
	商品ほか	1,450	5,797	1,315	6,205	0.06
	売掛金	1,647	7,273	1,536	8,199	0.07
	その他の財産	3,127	23,299	3,110	21,980	0.20
	計	8,904	54,341	8,506	54,806	0.50
4	有価証券					
	特定同族会社 株式ほか	8,851	340,346	8,765	383,229	3.49
	同上以外株式	27,540	398,295	27,540	502,301	4.58
	公債ほか	7,880	156,713	8,240	170,097	1.55
	投資ほか	9,930	171,028	10,512	193,976	1.77
	計	32,917	1,066,382	32,858	1,249,604	11.39
5	現金・預貯金等	44,092	2,139,123	43,213	2,177,025	19.83
6	家庭用財産	32,383	16,246	31,284	16,454	0.15
7	その他の財産					
	生命保険金等	8,835	306,581	8,959	315,679	2.88
	退職金等	3,678	159,089	3,709	178,338	1.62
	立木	2,926	5,717	2,694	3,415	0.03
	その他	37,911	847,920	37,421	530,479	4.83
	計	39,142	1,319,307	38,541	1,027,911	9.36
	合 計	44,436	11,800,448	43,466	10,948,825	99.74
	相続時精算課税適用財産価額	22	666	743	28,505	0.26
	総 計	44,438	11,801,114	43,488	10,977,330	100
	債 務	41,471	1,394,002	37,492	1,076,744	-9.81
	葬 式 費 用	43,387	120,953	42,480	117,807	-1.07
	計	44,221	1,514,955	43,112	1,194,551	-10.88
	差引純資産価額	44,436	10,286,159	43,487	9,794,096	89.22
	加算贈与財産価額	7,433	56,434	7,421	57,147	0.52
	課 税 価 格	44,438	10,342,533	43,488	9,851,184	89.74

#### 4 相続税の課税状況

H16年中に相続税の申告をした者の課税状況です。

相続人一人当たりの取得財産価額は、8,357万円です。

相続人一人当たりの納付税額は、952万円です。

被相続人一人当たりの基礎控除額は、7,795万円です。

相続税の課税状況

NO	区 分	相続人の数 人	金 額 百万円	相続人1人当り の平均・百万円
1	取得財産価額	131,136	10,959,140	83.57
2	相続時精算課税適用財産価額	990	28,609	28.90
3	債務控除	66,301	1,183,680	17.85
4	加算贈与財産価額	14,190	57,703	4.07
5	課税価格	131,279	9,861,773	75.12
6	相続税額			
	算出税額	128,986	1,592,996	12.35
	2割加算額	9,918	14,475	1.46
	計	129,018	1,607,472	12.46
7	税額控除			
	贈与税	5,455	5,979	1.10
	配偶者	22,364	440,755	19.71
	未成年者	1,844	655	0.36
	障害者	2,099	2,162	1.03
	相次相続	5,433	14,340	2.64
	外国税額	54	1,519	28.13
計	35,266	465,409	13.20	
8	差引税額	112,784	1,142,062	10.13
9	相続時精算課税贈与税控除額	287	1,592	5.55
10	小 計	112,739	1,140,470	10.12
11	納税猶予額	3,494	75,413	21.58
12	納付税額	111,820	1,065,057	9.52
13	還付税額	172	801	4.66
14	災害減免による免除額			
15	遺産に係る基礎控除額	* 43,488	3,390,090	77.95

印は、相続人の実人数を示します。

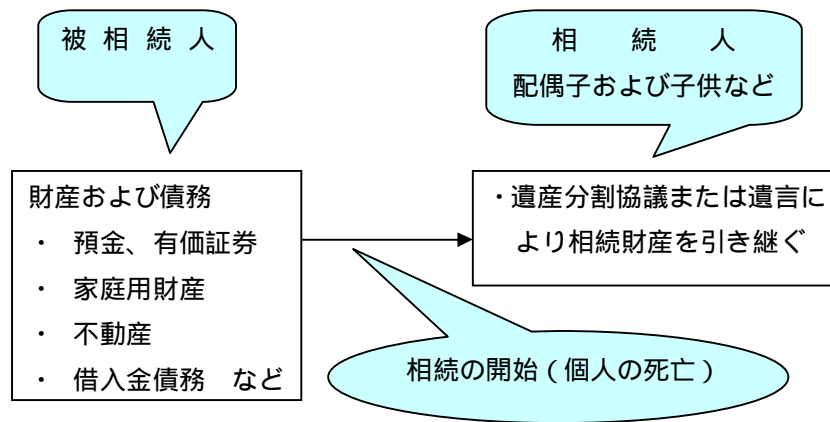
\*印は、被相続人の数を示します。

## 〔 2 〕 民法上の相続

### < 1 > 相続の開始

一般的に相続といえば、民法上の相続すなわち「個人の死亡により、その人のもっている財産法上の権利義務（積極財産および消極財産）を、その人と身分関係をもつ親族に包括的に引き継ぐこと。」をいいます。

したがって、自然人である個人の死亡により相続が開始され、被相続人のもっている財産および債務は、配偶者および子供などの相続人全員の遺産分割協議により、各相続人に引き継がれることになります。



### 1 相続人について

民法により相続人は、配偶者のほか被相続人の一定の範囲の親族に限られています。配偶者は常に相続人となり、その順位は他の相続人と同順位になります。

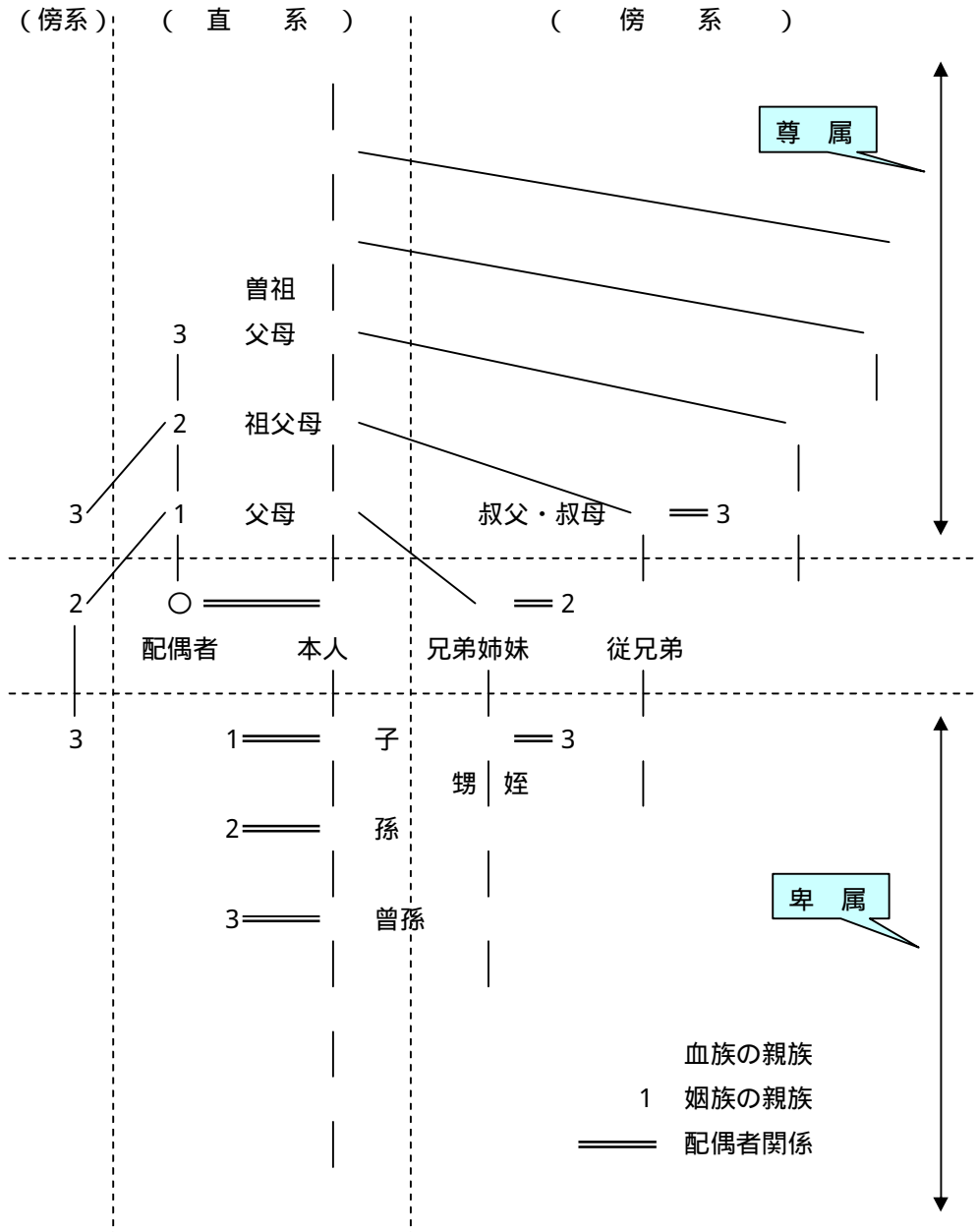
#### 相続人の範囲と順位

NO	相続人の範囲	相続人となる順位
1	子およびその子（孫・代襲者）およびその子（曾孫・再代襲者）（注1） ・胎児はすでに生まれたものと見なします。	
2	直系尊属	
3	兄弟姉妹およびその子（代襲者）（注2）	
4	配偶者（常に相続人となります。） ・内縁関係にある配偶者は含まれません。	他の相続人と同順位です。

(注1) 被相続人の子の代襲相続ができる者は、直系卑属です。

(注2) 被相続人の兄弟姉妹の代襲相続ができる者は、その子です。

6 親等内の血族および3親等内の姻族の親族図



## < 2 > 法定相続分について

同順位の相続人が数人あるときには、各相続人の相続分は民法により定められています。

### 民法上の法定相続分

NO	相続人	法定相続分			
		配偶者	子供	直系尊属	兄弟姉妹
1	配偶者と子供	1 / 2	1 / 2		
2	配偶者と直系尊属	2 / 3		1 / 3	
3	配偶者と兄弟姉妹	3 / 4			1 / 4

### 配偶者と子供3人(A・B・C)の法定相続分の計算 (法定相続分)

- ・ 配偶者 (1 / 2)
- ・ 子供A (1 / 2 × 1 / 3) = 1 / 6
- ・ 子供B (1 / 2 × 1 / 3) = 1 / 6
- ・ 子供C (1 / 2 × 1 / 3) = 1 / 6

## 1 遺留分

民法により相続人は、最低限の一定割合の相続財産を取得する権利が与えられています。これを遺留分といいます。

### 遺留分の割合

NO	遺留分を受けられる者	相続人の区分	遺留分の割合
1	相続人 (ただし、兄弟姉妹は 除きます)(注)	直系尊属のみの場合	(被相続人の財産) × 1 / 3
2		その他(上記以外)	(被相続人の財産) × 1 / 2

(注) 兄弟姉妹には、遺留分はありません。



配偶者と子供3人（A・B・C）の遺留分の計算

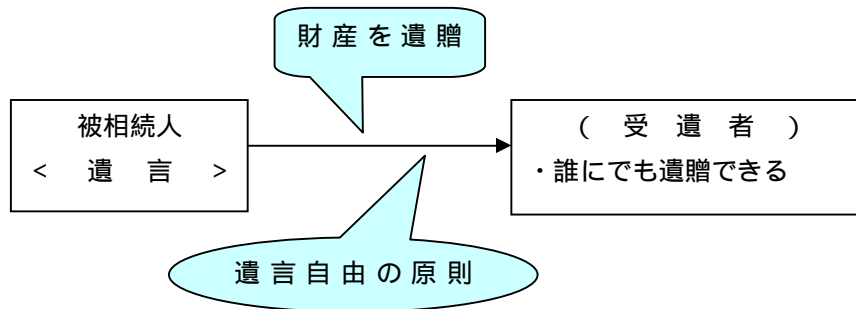
（法定相続分） （遺留分）

- ・配偶者  $(1/2) \times 1/2 = 1/4$
- ・子供A  $(1/2 \times 1/3) \times 1/2 = 1/12$
- ・子供B  $(1/2 \times 1/3) \times 1/2 = 1/12$
- ・子供C  $(1/2 \times 1/3) \times 1/2 = 1/12$

< 3 > 遺言

遺言自由の原則により、被相続人は生前に一定の方式に従った遺言により、自己の財産を自由に処分することができます。

遺贈を受ける者（受遺者）は、相続人となるべき者（推定相続人）に限定されませんから、被相続人は、誰にでも遺言により財産を遺贈することができます。



何らかの事情により相続人の間で遺産分割がスムーズに行うことができない、ましてや遺産分割協議さえも開くことができないと予想される場合には、法律的な側面から解決を図るために遺言書を作成することは有効な方法です。

民法に定められている遺言の方式は、次に掲げるとおりです。

NO	区 分	遺 言 の 方 式	
1	普通方式	自筆証書遺言	
2		公正証書遺言 〔8〕遺言について を参照して下さい。	
3		秘密証書遺言	
4	特別方式	臨終遺言	一般臨終遺言
5			難船臨終遺言
6		遠隔地遺言	伝染病隔離者遺言
7			在船隔離遺言

## 自筆証書遺言の記載例

### 遺言書

遺言者 尼崎 太郎 は、この遺言書により次のとおり遺言する。

- 1、妻 尼崎 花子 には、長年の労苦を共にした感謝をこめて、次の財産を相続させる。
  - (1) 尼崎市〇〇町1丁目 地番 10番 宅地 150㎡
  - (2) 尼崎市〇〇町1丁目15番地 家屋番号 11番  
木造瓦葺二階建て 居宅一棟 延床面積 200㎡
  - (3) 上記居宅内にある家財道具一式および現金
  - (4) 〇〇銀行〇〇支店にある預金全部
- 2、長男 尼崎 一郎 には、次の財産を相続させる。
  - (1) 〇〇商事株式会社の株式 5000株
  - (2) 〇〇銀行\*\*支店 定期預金 (口座番号 0421)
  - (3) 〇〇証券株式会社〇〇支店に保護預け中の公社債・有価証券全部
- 3、次男 尼崎 二郎 には、次の財産を相続させる。
  - (1) 〇〇株式会社の株式 10000株
  - (2) 〇〇証券株式会社\*\*支店に保護預け中の公社債・有価証券全部
- 4、この遺言の執行者として、妻 尼崎 花子 を指定する。

平成17年4月15日

尼崎市〇〇町1丁目15番地

遺言者 尼崎 太郎

遺言の全文(遺言の内容・日付け・氏名)は、すべて自筆で記入すること。

押印は、実印が望ましい。

遺言書は、封筒に入れて密封し、遺言書に押印した印鑑で封印することが望ましい。

遺言書の保管者や発見をした相続人は、その遺言書を家庭裁判所に提出して、検認を受けなければなりません。

## 遺産分割協議書の記載例

### 遺産分割協議書

被相続人 神戸 太郎 の遺産については、同人の相続人全員において遺産の分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し取得することに決定した。

1、相続人 神戸 花子 が取得する財産

- (1) 神戸市〇〇町〇〇丁目 地番 2 8 番 宅地 2 0 0 m<sup>2</sup>
- (2) 神戸市〇〇町〇〇丁目 1 番地 家屋番号 2 9 番  
鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建住宅 床面積 1 階 7 0 m<sup>2</sup>・2 階 6 0 m<sup>2</sup>
- (3) 上記住宅内にある家財一式
- (4) 〇〇銀行〇〇支店 定期預金(口座番号 0 1 2 3 4) 額面 2 0 0 0 万円
- (5) 現金 1 5 0 0 万円

2、相続人 神戸 一郎 が取得する財産

- (1) 株式会社〇〇商事の株式 2 0 0 0 0 株
- (2) 〇〇銀行〇〇支店 定期預金(口座番号 5 6 7 8 9) 額面 1 0 0 0 万円
- (3) 第 5 0 回利付国債(証券番号 3 4 5 6) 額面 5 0 0 万円

3、相続人 神戸 二郎 が取得する財産

- (1) 尼崎市〇〇町〇〇丁目 地番 5 番 宅地 5 0 0 m<sup>2</sup>
- (2) 〇〇電力株式会社の株式 1 0 0 0 0 株

4、相続人 神戸 一郎 は、被相続人の次の債務を承継する。

- (1) 〇〇銀行〇〇支店 借入金 5 0 0 万円
- (2) 被相続人に係る未納の公租公課

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を 3 部作成し、次に各自署名押印し、各自一通を所持するものとする。

平成 1 7 年 5 月 1 5 日

相続人 住 所

氏 名

相続人 住 所

氏 名

相続人 住 所

氏 名

(注) 住所および氏名は、自筆で署名すること。

押印は実印ですること。(名義書換のときに、印鑑証明書が必要になります。)

### 〔 3 〕 相続は根本から

相続は、「遺産の分割」・「相続税額」・「事業承継」が3大要件ですが、これらの3大要件を円滑に遂行するためには、被相続人および相続人とも、相続は根本から考えることが必要です。

#### < 1 > 生命の連続性

本人が結婚をして配偶者をもてば、やがて愛の結晶として子供が生まれてきます。そして、その子供が成長をして結婚をすれば、また新しい家族が誕生し、そこに新しい生命が宿り子供が生まれてきます。

このように、地球上に生命が誕生して以来、生命体は「種族を保存する」本能として、進化をしながら連綿として引き継がれてきています。

また、人間についても、およそ500年前にヒトの祖先が誕生してから、自然環境に合うように「脳」の進化を繰り返しながら、将来とも、人間としての種族の生命を途切らすことなく、連続して引き継がれてきています。

「相続の開始」は、天寿を全うしてからですが、その根本は、血族としての生命の連続性です。

連綿として引き継がれてきた生命体である子供は、両方の親の「遺伝子」を受け継ぎ、また、両方の親の「育児環境」の影響を受けて成長してきています。

何代も続く家系は、「〇〇家」の血族としての生命が、連続して引き継がれてきた証でもあります。

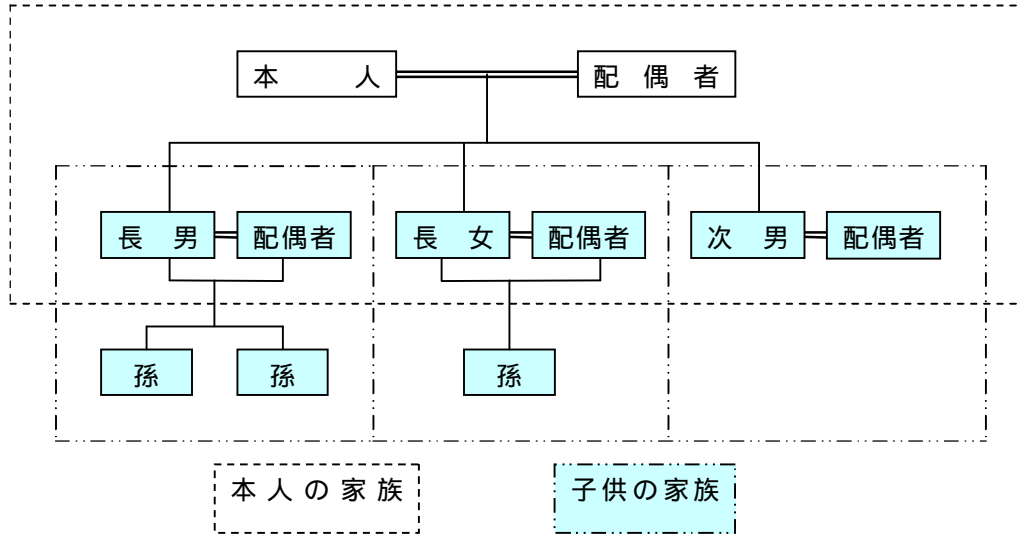
「相続の根本」

血族としての生命の連続性です。

#### < 2 > 家族の「絆」

子供が結婚をすれば、新しい家庭をもち夫婦としての「絆」ができあがります。そこに新しい生命が誕生しますと、親子として家族の「絆」がより一層強まってきます。したがって、家庭をもてばその家庭を「主体」として物事を判断するのは、必然的な成り行きです。

また、相続が発生をして、相続人の間で遺産分割協議が行われる場合にも、各相続人は自分の家庭を中心として「良い」・「悪い」の判断をしていくことは当然のことです。

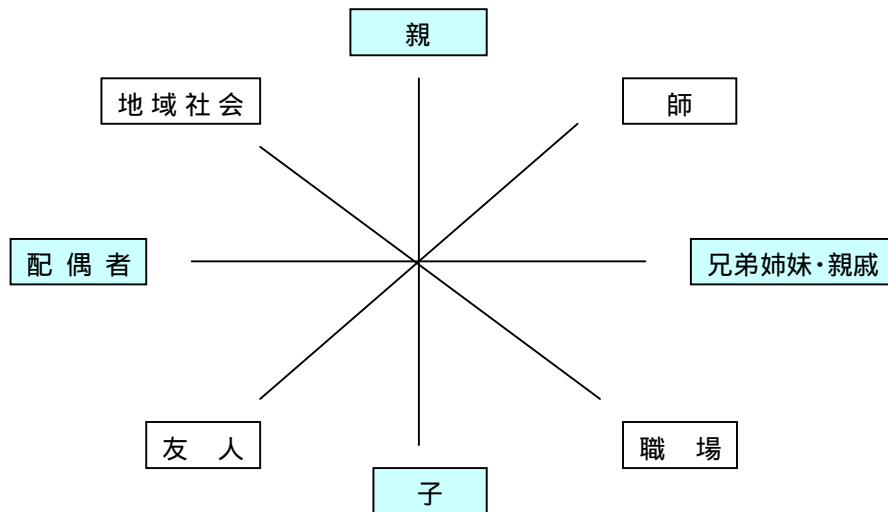


しかし、自分自身が生まれ育ち、現在の家族が存在しているのも、すべて自分一人の力で成しえたものでないことも事実です。

生命体には、「集団をつくる」という本能があります。すべて自分および自分の家族だけで生きていくことはできません。

生まれてきた「源」があり、親の慈愛を受けて育ち、兄弟姉妹の交わりあいで人との付き合い方を知り、師の教えにより学問を学び、友達との出会いにより広い社会生活が営まれる基礎を築いたことを、もう一度思い起こしていただきたいと考えます。

通常、人間は8種類の人との交わりあいを持つといわれていますが、その基本は親・子供・配偶者・兄弟姉妹・親戚の縦および横の親族の関係です。



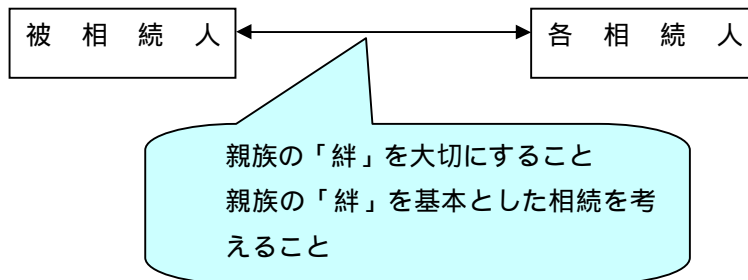
### < 3 > 相続と親族の「絆」

相続の根本は、血族としての生命が連続して引き継がれていくことであり、それに従属する行為として、資産・祖先礼拝・家訓・事業などの有形、無形な「〇〇家」の価値を、血族としての親族に引き継いでいくことです。

被相続人は、血族としての生命が連続して引き継がれるように、子供の「家族」を含めた親族を相続人の範囲として考え、親族の「絆」を大切にし、強めていく努力を惜しんではなりません。

ましてや、財産の遺産分割により各相続人どうしの「家族」がいがみ合いをし、「家族」どうしの縁を切るなどの、親族関係にヒビが入るようなことは、事前に防止することが必要です。

各相続人は、「家族」の枠から抜けだして、親族の「絆」を基本とした相続を考えることができれば、子孫の繁栄は間違いないものと確信します。



相続の根本は、血族としての生命の連続性です

従属行為として

有形、無形な「〇〇家」の価値の引き継ぎ

\* 家訓・祖先礼拝・教育・財産

\* 事業承継                      など

## 〔 4 〕 子孫への引き継ぎ

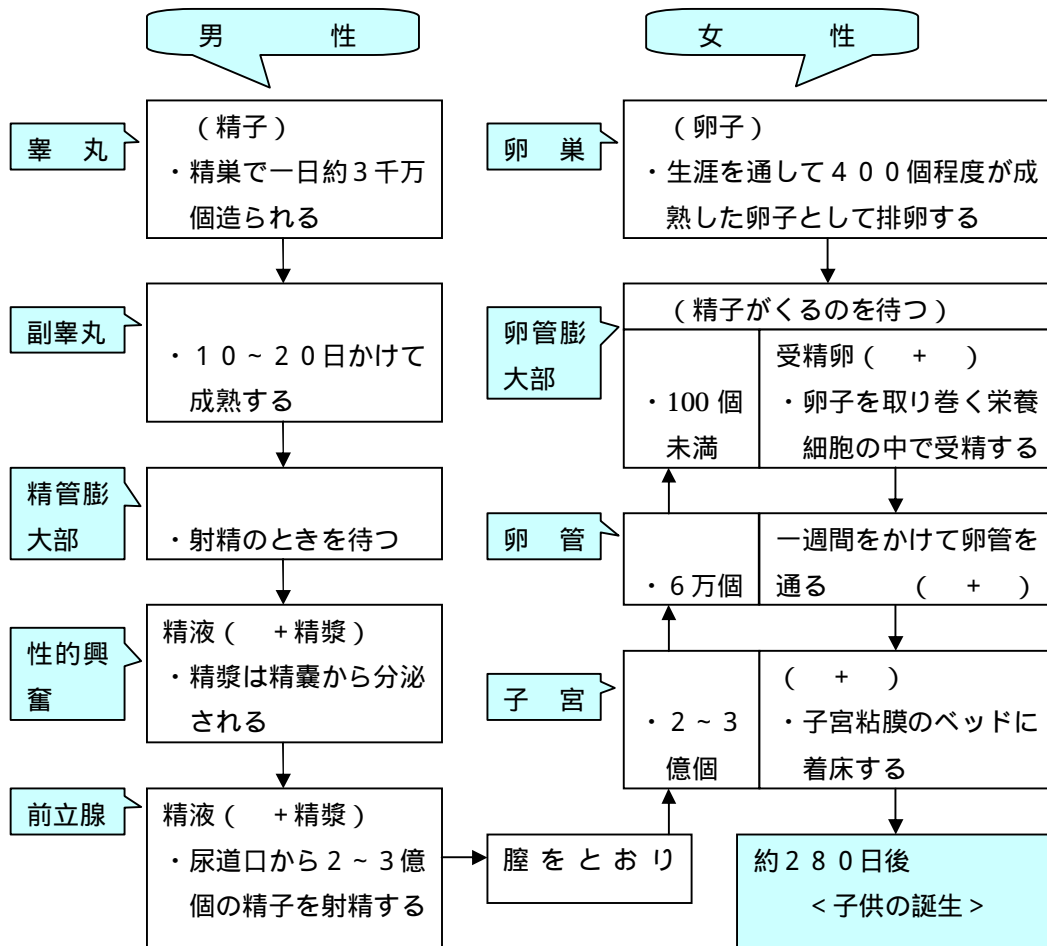
### < 1 > 子供の誕生

子供の誕生の始まりは、父親の精子が母親の卵子にめぐり合い受精をし、受精卵となった一つの細胞からです。この細胞の中には、父親と母親の遺伝情報が組み込まれています。

受精卵は、母親の子宮の中で細胞の分裂と分化を繰り返し、胎児に成長し、40週目の約280日後に、3兆個の細胞でできた赤ちゃんが誕生します。

#### 1 精子と卵子のめぐり合い

睾丸の中にある精巣で造られた精子は、50～70ミクロンの体長をもち、精管膨大部で射精のときを待ちます。一回の射精で2～3億個の精子を放出しますが、卵子にめぐり合えることができるのは、一個の精子です。



卵巣で造られた卵子は、120～130ミクロンの体長を持ち、卵管の入り口に近い膨大部で精子がくるのを待ちます。

女性の体は、母親の胎内にいるときから卵子となるべき卵原細胞を700万個持ち、誕生のときには40万個に減り、そのうち生涯を通して400個程度が成熟した卵子として、排卵されるといわれています。

精子および卵子とも、大変な生存競争を勝ち抜いてきていることがお分かりいただけたと思います。これも強いものを残すという「種族を保存する」ための知恵でしょうか。

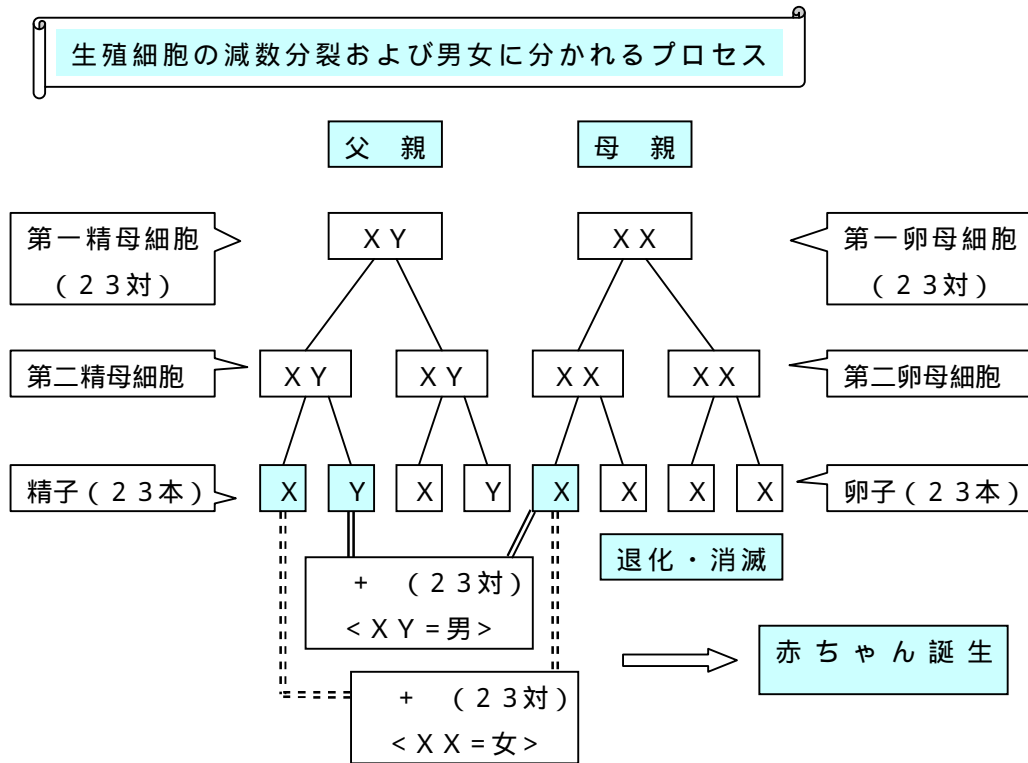
## 2 染色体について

人の体は、大人で60兆個の細胞できているといわれています。それぞれ一つの細胞は、その細胞の核の中に46本の染色体を持ち、その染色体の上には遺伝子が一列に並んでいます。

46本の染色体は、それぞれが対になり23対の染色体を構成し、1番目から22番目の染色体を「常染色体」と呼び、23番目の染色体を「性染色体」と呼びます。

### 1) 男女の性別

生まれてくる赤ちゃんの性別が決まるのは、精子と卵子が受精をして受精卵となったときです。





卵子と受精することができた精子が、23番目の「性染色体」にY染色体を持っていれば男(XY染色体)となり、X染色体を持っていれば女(XX染色体)になります。

生殖細胞は、「減数分裂」という特殊な分裂をし、精子および卵子ともに23本の染色体を持ち、受精卵となったときに23対(46本)の染色体になります。

## 2) 染色体の引き継ぎ

一对の染色体は、祖父由来の染色体1本と、祖母由来の染色体1本により構成されています。

精子および卵子に入る染色体に、祖父由来の染色体が入るか、または、祖母由来の染色体が入るかは、偶然により決まります。(生まれてくる赤ちゃんからみて、祖父由来または祖母由来といいます。)

< 一つの精子に入る染色体の例 >

染色体の番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
祖父由来の染色体															
祖母由来の染色体		○													

16	17	18	19	20	21	22	23
							X

23対ある染色体のうち、同じ組み合わせの確立は約840万分の1です。

( $1/2$ の23乗)

卵子の染色体を合わせると、約70兆分の1になります。(1/840万の2乗)

## 3 遺伝子について

各染色体の上には、遺伝情報をもった遺伝子が一列に並んでおり、精子と卵子に含まれる遺伝子の数は、それぞれ6万4千(5万~10万)あるといわれています。

子供は、それぞれ父親と母親から半分ずつの遺伝子を引き継ぎますから、顔・形が両親にかなり似てくるのは当然のことです。

顔・形が父親似であるとか、母親似であると言われるのは、顔の輪郭とか目・鼻・眉毛・声などの目に付きやすい部分が、どちらかの親に似ているのであり、他の目に付きにくい部分(耳・爪・視力など)はほかの親に似てきます。

全体から見ると、ほぼ同じだけ父親と母親に似ているということです。

## 1) 兄と弟および姉と妹がちがう理由

一個の精子が染色体の上に持つ遺伝子の組み合わせは、約840万種類あります。また、卵子にも同じことがいえます。

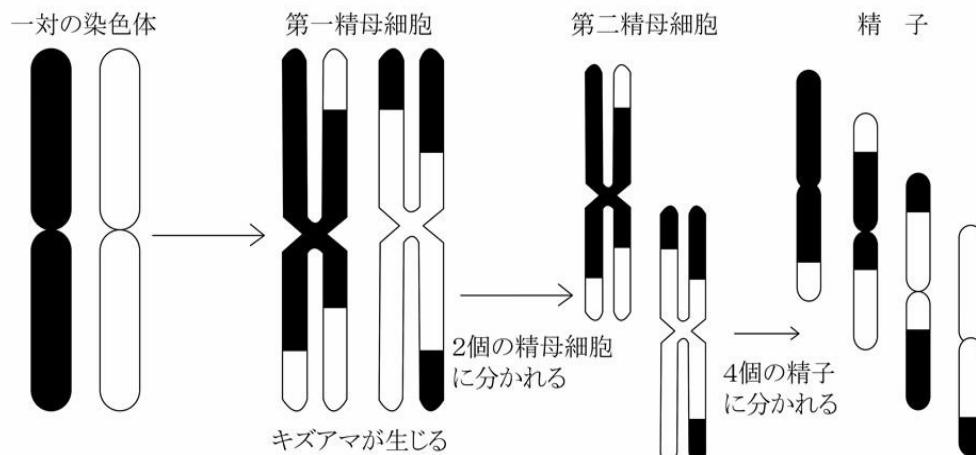
この精子と卵子が受精をして受精卵になると、遺伝子の組み合わせは約70兆種類になります。兄弟姉妹とも、それぞれ違った精子と卵子が受精をして受精卵を造りますから、同じ遺伝子を持つ確立は、約70兆分の1ということになります。これだけでも天文学的な数字ですが、まだ、ほかにも要因があります。

精子に入る23本の染色体には、祖父由来の染色体または祖母由来の染色体がそのまま入るのではなく、精子を造る減数分裂の過程で、祖父由来の染色体と祖母由来の染色体のあいだで交換が起こります。そして、祖父由来の染色体と祖母由来の染色体が交じり合います。(この交換の場所をキズアマといいます。)

キズアマは、一对の染色体のうえで何回おこるか、またどの場所におこるかは、精子により異なります。したがって、同じ遺伝子を持つ精子は存在しないことになります。卵子にも同じことがいえます。

例外として、一卵性双生児は1個の受精卵が、偶然にたまたま2個に分かれたものであり、同じ遺伝子をもちます。

### 染色体の流れとキズアマ



二卵性双生児は、同時に排卵された2個の卵子が、それぞれ違う精子と受精したものですから、兄弟姉妹と同じ関係になります。

## < 2 > 知性は遺伝する

ハワード・ガードナー（アメリカの認知心理学者）によれば、「われわれの知性は一つではなく、多数の並列した知性からなっている」として、知性を六つに分類して「多重知性論」を発表しています。

現在の認知脳科学では、ガードナーの分類を基にして知性を八つに分類しています。

「性格が内向的だ・外交的だ」とか「神経が図太い・神経質だ」、または、「気性が激しい・温厚だ」などの性格なり、「音楽的・運動的・学問的」などの能力、および「論理的に考え、判断する」理性などは、すべて知性の一つであります。

澤口俊之氏（認知脳科学者・北海道大学教授）の教育論を要約すれば、「知性」を心の本体であるとみなし、「心」は脳科学の観点からみれば、すべて脳の活動、脳内プロセスであり、幼児教育を含めたすべての教育は「脳教育」として説明されています。

また、多重知性のなかでも特に中心になるのが、大脳の前頭葉のなかに位置する前頭連合野という脳領域の知性（前頭前知性、PQ）が、幼児教育の根幹であり、人間の中心なのだと語っておられます。

それぞれの知性には、それぞれに対応する脳内システムがあるということです。音楽を聴きながら試験勉強をするなどの「ながら勉強」ができるということは、脳が並列処理できる多重な脳内システムを持つことの証でもあります。

### 1 性格や才能も遺伝する

1962年イギリスのシールズは、双生児の研究を行い、一緒に育てられた一卵性双生児と、別々に育てられた一卵性双生児とは、二卵性双生児よりも、「知能および性格」の面で強い相関関係を示し、お互いに良く似ていることを発表しています。

父親から半分、母親から半分の遺伝子を引き継ぎますから、顔・形・声が遺伝すると同じように、「性格も才能も」遺伝しますし、また「脳の構造」も遺伝することです。

文学的な才能も、数学的な才能も、音楽的な才能も、絵画的な才能も、運動的な才能も、また、政治的な才能も遺伝しますから、当然に知性も遺伝します。

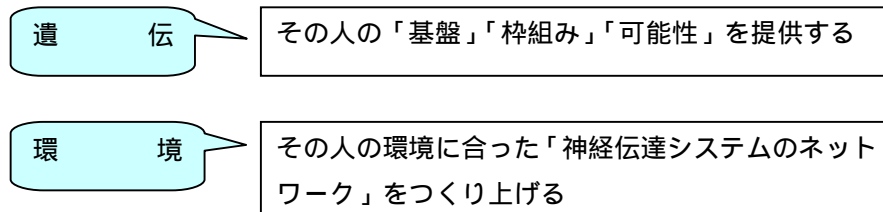
### 2 遺伝と環境

「氏より育ち」という諺がありますが、知性が形成されるのは、遺伝の影響が強い

のか、または、環境の影響が強いのかという問題がありますが、基本的には、どちらの影響も強く受けるということです。

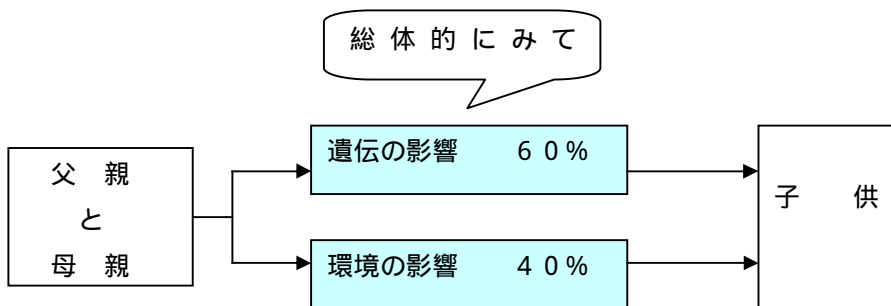
共通していることは、遺伝の影響も、また環境の影響も、どちらも夫婦が共同して与えていることです。夫婦ともども肝に銘じておく必要があります。

遺伝は、その人の「基盤」や「枠組み」あるいは「可能性」を提供するものであり、環境は、その人の受ける要因によって、その人の環境に合った「神経伝達システムのネットワーク」をつくり上げるということですから、環境も大変重要な影響を与えることになります。



多数の集団のなかで総体的に判断しますと、遺伝の影響を60%、環境の影響を40%受けるといわれています。

あくまでも総体的な話ですから、個々の人について、すべての知性が同じように60%と40%の影響を受けるわけではありません。



## 〔 5 〕 脳のはなし

### < 1 > 大脳について

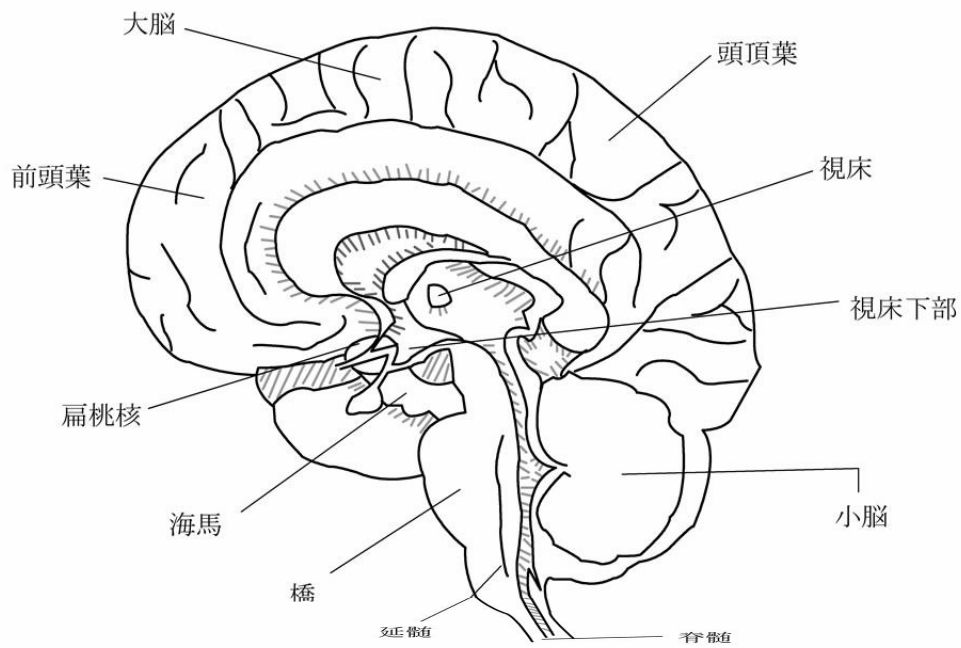
「心」は脳科学の観点からみれば、すべて脳の活動、脳内プロセスであるといわれています。

このような働きをしている人間の脳は、進化の過程のなかで動物の脳の「生きる」・「たくましく生きる」から、「人間らしく生きる」ための脳を発達させてきました。

原始の人間の直立した当時の大脳の重さは、400グラム程であったといわれていますが、現在では、生まれてきた赤ちゃんの重さが400グラム程であり、1才頃には800グラム程になり、成人すれば1200～1350グラム程となり、大きく発達してきています。その中心になるのが前頭葉の中に位置する前頭連合野です。

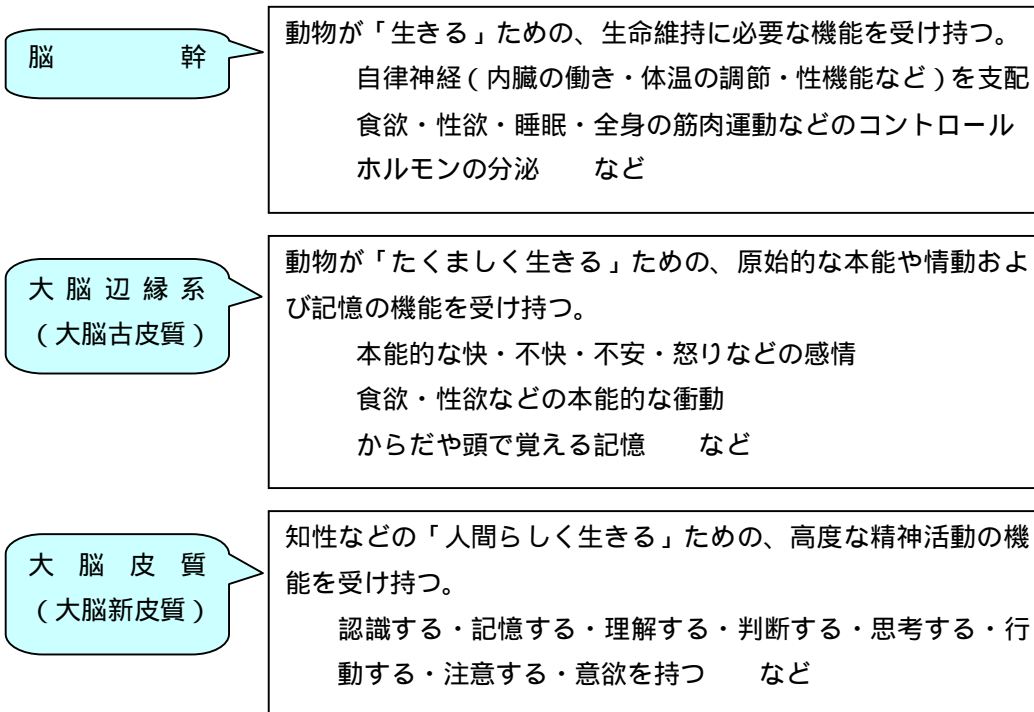
大脳の表面を覆っているシワを大脳皮質といい、その大脳皮質は、前頭葉・側頭

### 脳 の 概 略 図



葉・頭頂葉・後頭葉の4つの領域に分かれます。

大脳皮質の奥には、脳幹（視床・視床下部・中脳・中脳・橋・延髄）を取り囲んで大脳辺縁系（帯状回・脳弓・中隔核・扁桃核・海馬）があり、その奥には大脳基底核があります。



「人間らしく生きる」ための高度な精神的機能をつかさどっているのが、額のすぐ後ろにあり、前頭葉の中に位置する前頭連合野です。

この前頭連合野は、大脳皮質の面積の約30%を占めており、「人間らしく生きる」ための進化の過程で一番良く発達したところです。高等な動物になるほど、大脳皮質に占める前頭連合野の割合が大きくなります。

**前頭連合野の割合**

区 分	おおよその割合
人間	30%
チンパンジー	17%
サル	12%
イヌ	6%
ネコ	3%

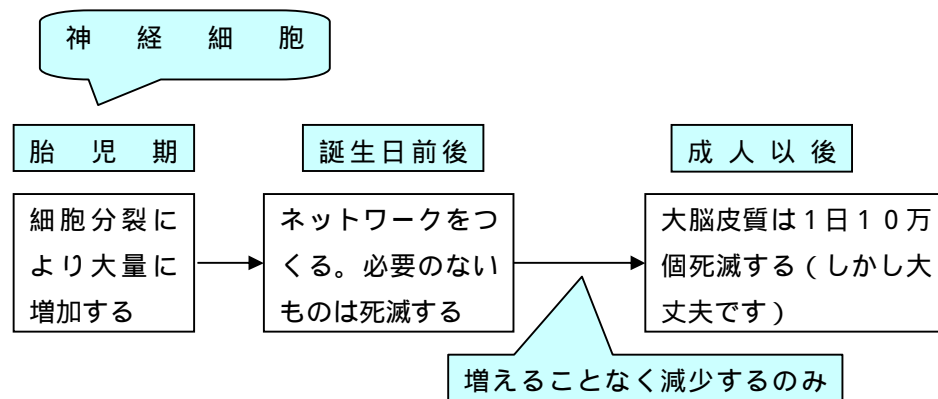
## < 2 > 大脳の細胞

人間の脳の細胞は、1000数百億個あり、そのうち大脳皮質では140億個、小脳では1000億個以上あります。

神経細胞は、胎児期に細胞分裂を繰り返し、急激な勢いで大量に増加し余分につくられ、その分裂は9ヶ月目頃には止まります。

神経細胞どうしがお互いにネットワークを作り、ネットワークのできなかった神経細胞は必要なくなり、誕生日前後を通して大量に死滅してしまいます。その後、神経細胞は一生増えることなく、年をとれば減少していきます。

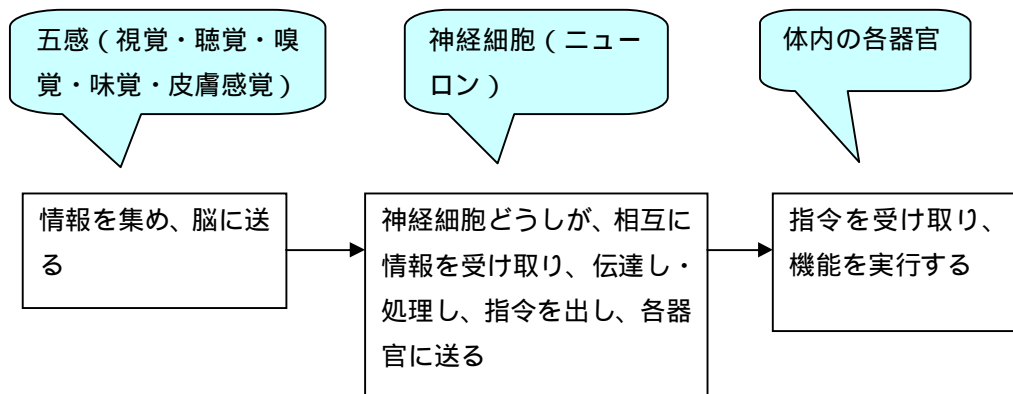
大脳皮質は、誕生日前後には約140億個程になり、成人してから一生を通して1日平均10万個は死滅していきます。



### 1 情報伝達の方法

人間は、五感である視覚・聴覚・嗅覚・味覚・皮膚感覚を通していろいろな情報を集め、その集めた情報を脳に送り、脳では神経細胞どうしが相互に情報を受け取り、伝達をし、処理し、指令を出します。

そして、その指令に基づいて、体内の各器官は与えられた機能を実行に移します。このような情報伝達システムの中核になっているのが、脳の神経細胞(ニューロン)です。



## 2 神経細胞の情報伝達の仕組み

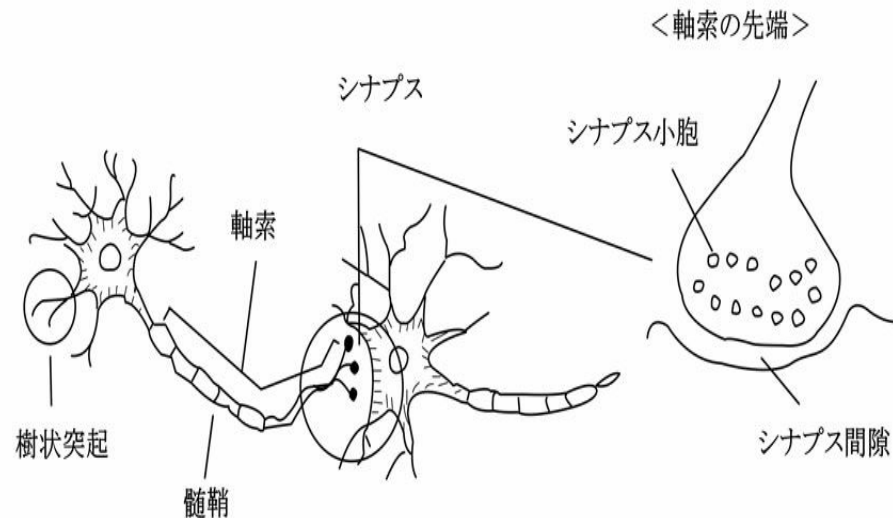
神経細胞は受け取った情報を、電気信号と神経伝達物質を活用して、他の神経細胞に伝達していきます。

一つの神経細胞は、木の枝のような短い樹状突起と長い手のような軸索を持ち、神経細胞自体と樹状突起は、他の神経細胞からの情報を受け取り、軸索はその情報を他の神経細胞に伝達する働きをします。

一つの軸索の先端は枝分かれしており、その枝の先端は少しふくらんだ形をしており、他の神経細胞自体や樹状突起とつながっているように見えますが、少しのすきま（シナプス間隙）があります。

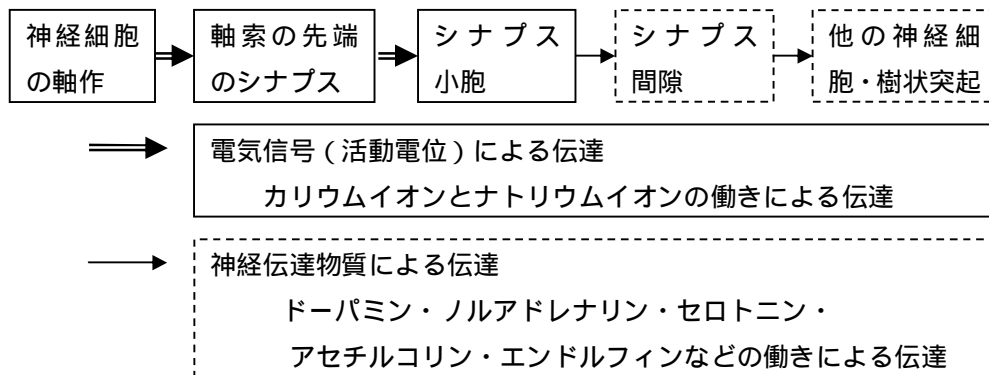
軸索と他の神経細胞自体や樹状突起とを接続する部分をシナプスといい、シナプスの中にはシナプス小胞がたくさん入っており、このシナプス小胞が神経伝達物質をシナプス間隙に放出します。また、一つの神経細胞は一つの神経伝達物質しかつくりません。

### 神経細胞の概略図





## 神経細胞の情報伝達の仕組み



### 3 シナプス

神経細胞が大量に死滅する後半ごろから、今度はシナプスが大量につくられます。シナプスは、胎児期の2ヶ月目からつくられはじめ、誕生後8ヶ月から1年目が最も多くなり、3歳位までに神経伝達システムのネットワークが、だいたい出来あがります。

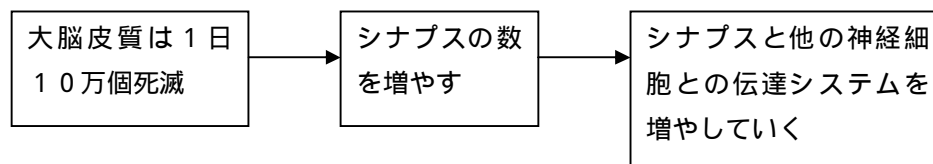
シナプスもその後急速に減少していき、15歳頃に大人と同じくらいになります。シナプスは一つの神経細胞に1000個から20万個あるといわれ、平均して1万個位あるようです。

シナプスの良いところは、頭を使えば使うほど増え、年をとっても増える能力があるということです。

大脳皮質は、成人になると1日平均約10万個は死滅するといわれていますが、一つの神経細胞のシナプスの数を増やすことにより、この大脳皮質の死滅による影響を補っていくことができます。

神経細胞およびシナプスの伝達システムのネットワークは、「遺伝」と「環境」の両方の要因が関係しているといわれていますから、幼児期の影響は「脳」にとっては、非常に大きなウエイトを占めていることになります。

## 大脳皮質の死滅に対する解決策



#### 4 神経伝達物質

神経伝達物質は、大まかに分けて情報処理にかかわるものと、調節にかかわるものがあります。

情報処理にかかわるものは、興奮性アミノ酸と抑制性アミノ酸です。調節にかかわるものは、「脳内ホルモン」ともいわれ、主なものとしてモノアミン系であるドーパミン、ノルアドレナリン、セロトニンがあります。

シナプス小胞がシナプス間隙に神経伝達システムを放出するときに、その物質の量を抑えたり、増やしたりして情報伝達の効果を上げていきます。

ドーパミン系が良く働くと「外交的な性格」になるらしい、「神経質さ」にはセロトニン系が関係し、「衝動性」にはノルアドレナリン系が関係しているらしい。

また、感情については、セロトニンが良く働くと「幸福感」が強まるらしい。

サルデータでは、セロトニンが良く働かないと、子供に対する愛情が不足して子育てがうまくいかないということです。

「恐怖心」・「不安感」・「緊張感」には、ノルアドレナリンが重要な役割を担っているといわれています。

恋をすれば、「麻薬に似た脳内物質」を分泌し「快感や幸福感」が生まれる  
異性と会って、視覚・聴覚・フェロモンによる意識下の嗅覚刺激などの  
感覚刺激が、脳につたわるとエンドルフィン（脳内にあるモルヒネの意  
味）を分泌し、恋心が生まれる。  
会えばあうほど分泌が多くなり、恋に陥ってしまう。失恋すれば、麻薬  
の禁断症状とおなじで、気も狂いそうになる。

#### < 3 > 神経細胞の臨界期

神経伝達システムのネットワークは、だいたい3歳位までにできあがります。このネットワークは、いろいろな機能を持ち3歳位までの生活環境などの影響により、人それぞれに違ったネットワークをつくりあげます。

いろいろな機能をつくりあげるには、ある特定の時期までに見る・聞く・話す・触れる・臭う・人と交わるなどの経験や体感などの刺激が与えられないと、その機能に対する伝達システムのネットワークができあがりません。

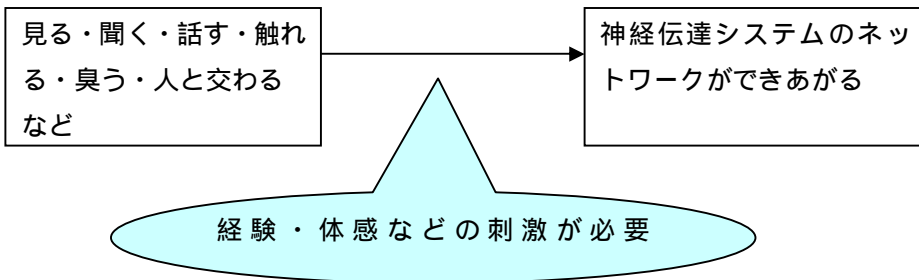
この時期を「臨界期」または「感受性期」といいます。たとえば、生まれてから8歳頃までオオカミに育てられた少女カマラは、17歳頃に亡くなりましたが、言葉を教えてもあまり話すことができなく、また、社会生活が身につかず「人間らし

く生きる」ことができませんでした。

また、最近とくに児童虐待が報道されていますが、児童虐待をしている親も、3～4割の人が自分の幼児期に、自分の親から虐待を受けていた事実が明らかになっています。

脳の機能に「臨界期」があることは、幼児期における親の与える育児環境が、その子供の知性の基本的な情報伝達システムのネットワークをつくるのに、重要な役割を持っていることをあらわしています。

### 神経伝達システムのネットワーク



視覚は、誕生してから6ヶ月位から発達し2歳位までに基本的な形ができあがり、6歳位までに完成します。この視覚の臨界期は、4歳位までといわれています。

誕生してから臨界期まで、片目をふさいで生活していると、それ以後目を開けても、ふさいだ目からは物は見えますが、伝達システムのネットワークができていないため、見えているものが何であるかを認識することはできないということです。

言語は、2～3歳位から発達をし、満3歳には60%位できあがり、12歳位でほぼ完成に近づきます。この言語の臨界期は、8歳位までといわれています。

聴覚は、胎児である4ヶ月目にできあがり、5ヶ月目に完成をし「海馬」に母親の声を記憶し、6ヶ月目には母体外の音や声を記憶します。赤ちゃんが母親の心音で眠りにつくのは、胎児のときに音を記憶しているからです。

性格は、遺伝的要因および環境的要因によってかなり変わってきますが、臨界期は、8歳位までといわれていますので、幼児期の環境を十分に考えなければなりません。

その他の知性に関する臨界期は、8～12歳位といわれています。

「人間らしく生きる」ための高度な精神活動の機能を受け持つ前頭連合野は、9歳位までに勢いよく発達し、25歳位ようやく一人前になるといわれています。

それ以後も知識・経験を踏まえ、努力し前進していこうとする知性は、生涯とも

伸びていくことができるということです。

臨 界 期

区 分	臨 界 期
視 覚	4 歳位
言 語	8 歳位
性 格	8 歳位
知 性	8 ~ 12 歳位

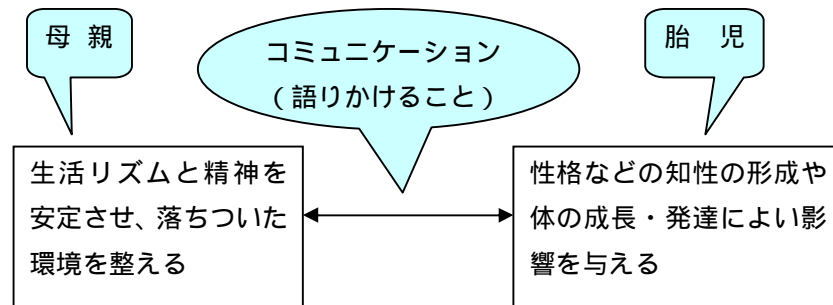
## 〔 6 〕 環境の影響

### < 1 > 胎児の環境

胎児は5ヶ月目には母親の声を記憶します。また、母親のストレスや空腹感をヘソの緒を通して敏感に感じ取り、母親の生活リズムも体内時計として取り入れます。音楽を聴いたり、適度な運動をしたりして、母親の環境を落ち着いた状態に保ちますと、母親の精神が安定をし、ゆったりとした心地になり 波をだします。この波はホルモンの分泌をそくし成長を助けます。当然に胎児にも母親の感情が伝わり成長が促進されます。逆に緊張した状態になりますと 波をだしストレスを感じます。

母親と胎児とのコミュニケーションを考えますと、母親からの一方通行だけではありません。たとえば、出産の始まりは、胎児のほうから情報を母体に送ります。胎児は自分の副腎からホルモンをだして、ヘソの緒をとおして母親に送り、母親はそれを感知して頸管を柔らかくし、そして子宮を収縮するホルモンをだし子宮を収縮させ、陣痛ホルモンをだして陣痛が始まります。

このように、胎児は自分の生まれる日を自分で決めています。また、母親のおなかをけり、体を動かし母親とのコミュニケーションを胎児のほうからも取っているのです。



母親および父親とも、常に胎児に精神的なゆとりを持って語りかけ、双方からのコミュニケーションを取ることが必要です。

胎児は、体内での精神的な環境を「海馬」に原始記憶として記憶しますから、胎教の影響は生まれてからの性格などの知性の形成や体の成長・発達にとって重要な意味を持ちます。

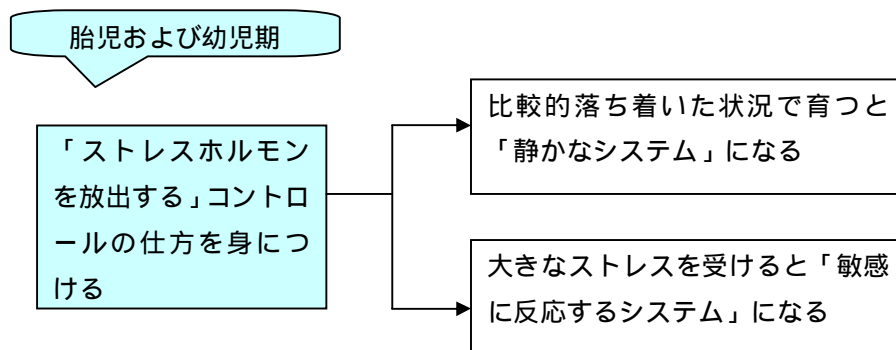
### < 2 > 三つ子の魂百までも

胎児のときでも語りかけることが重要なことを話しました。また、生まれてからも母親や父親または周囲の人々が、直接赤ちゃんに「肯定的な話を語りかける」そ

の言葉の数が、その後の赤ちゃんの知能や性格などの知性に重大な影響を与えていきます。

また、胎児なり幼児期のうちに「ストレスホルモンを放出する」コントロールの仕方を身につけますから、大きなストレスを受けると「敏感に反応するシステム」が形成され、比較的落ち着いた状態で育つと「静かなシステム」が形成されるようになります。

サルの実験では、母親に相手にされない子ザルは、自閉症や情緒障害になりやすいといわれていますが、人間の赤ちゃんにも同じことがいえます。



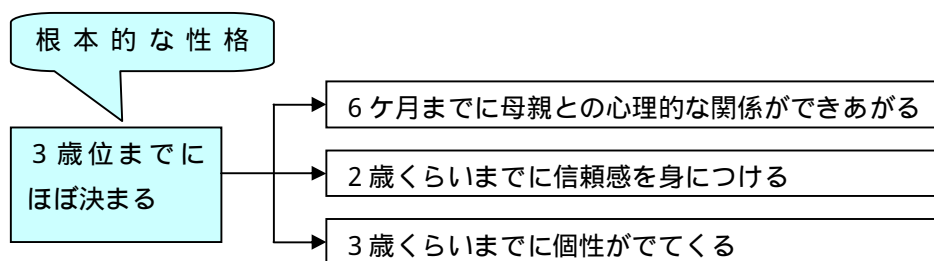
誕生してから8ヶ月から1年目がシナプスの数が最も多くなり、3歳位までに神経伝達システムのネットワークがだいたいできあがります。

誕生してから6ヶ月までに母親と赤ちゃんの心理的な関係ができあがり、2歳位までに信頼感を身につけ、3歳位までに個性がでてきます。

「三つ子の魂百までも」の諺のとおり、その人にとっての「根本的な性格」は3歳位までにほぼ決まってしまう、その後の基本的な枠組みは生涯にわたって維持されるということです。

もちろん、それ以後の環境により性格も変化していくのは事実ですから、ゆがんだ個性を直そうと思えば、本人自身が自覚を持って、相当の忍耐と努力をすることが必要になってきます。

幼児期の環境を整え、子供に社会生活が身につくように、性格がゆがむことのないように、素直に健康に育てていくことが、親としての一番の務めであります。



## 〔 7 〕 円滑な遺産分割について

### < 1 > 遺産分割自由の原則

民法によれば遺産の分割については基本的な基準を示し、いつにても各相続人の協議により、自由に遺産を分割することができることを定めています。

#### 遺産分割自由の原則

##### 分割の基準（民法906条）

遺産の分割は、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態および生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

##### 分割の実行（民法907条1項）

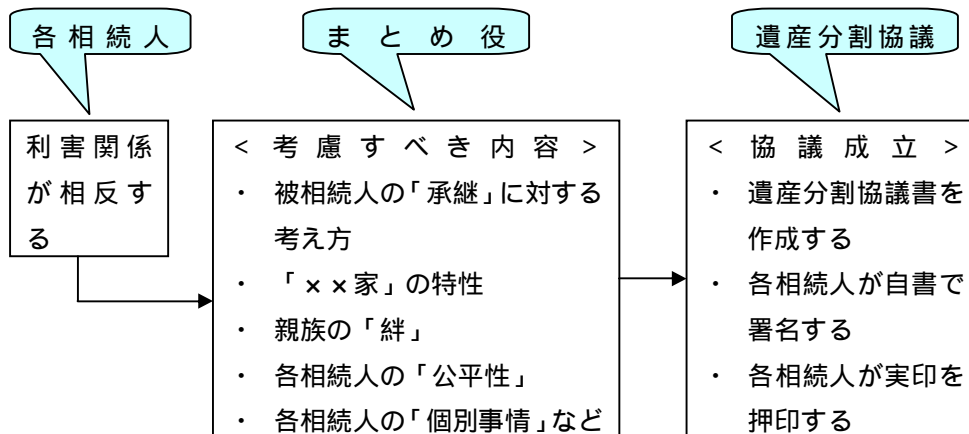
共同相続人は、第908条の規定によって被相続人が遺言で禁じた場合を除く外、何時にても、その協議で、遺産の分割をすることができる。

### < 2 > まとめ役の必要性

「相続の開始」により、いざ分割の協議を行おうとしても、各相続人はそれぞれ利害関係が相反していますから、各相続人の「思惑」が交差をし、分割の協議をまとめることは容易なことではありません。

各相続人の中で、誰か主体になって協議をまとめてくれる人が必要になってきます。もし、各相続人の中にいなければ、信頼のおける人に行司役になってもらうことにより、協議を円滑に進めていくことが可能になります。

まとめ役は、被相続人の「承継」に対する考え方、「××家」の特性、親族の「絆」、各相続人の「公平性」、「個別事情」などを考慮して協議を進めていくことが必要



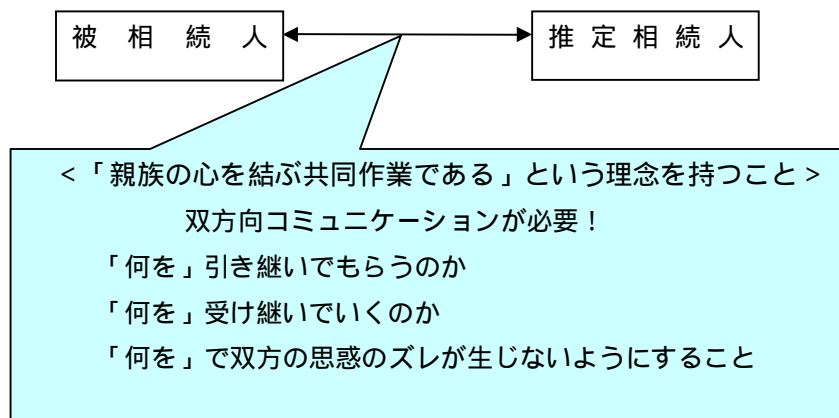
になってきます。

被相続人は、できるだけ早い段階からまとめ役となる人を選任し、自分の「承継」に対する考え方を伝えておくことが必要です。

### < 3 > 「親族の心を結ぶ共同作業」として

被相続人が相続人に引き継ぐのは、財産法上の権利義務だけではありません。被相続人および相続人双方とも「××家」の生命・個性・環境も引き継がれていることを忘れてはなりません。

被相続人が生前から親族の「絆」を尊び、代々から受け継がれてきた家系・家訓・祖先礼拝・子供のしつけ・資産などの有形、無形な「××家」の生命・個性・環境・教育・財産などの問題について、将来的な承継の考え方を示し、相続人に十分に説明し、コミュニケーションを通して相互に理解が得られるならば、各相続人による遺産分割協議もスムーズに行われ、円滑な相続が実行されるようになります。



コミュニケーションは、なにも会社の中における「意思の疎通」を図る手段だけではありません。家庭の中においても、また、親族の交わりにおいても必要なことです。

あくまでも、相続とは「親族の心を結ぶ共同作業である」という理念をもち、被相続人と相続人の間において、「何を」引き継いでもらうのか、また、「何を」受け継いでいくのかについて、相互に理解が得られるように努力することが、被相続人としての責務でもあります。

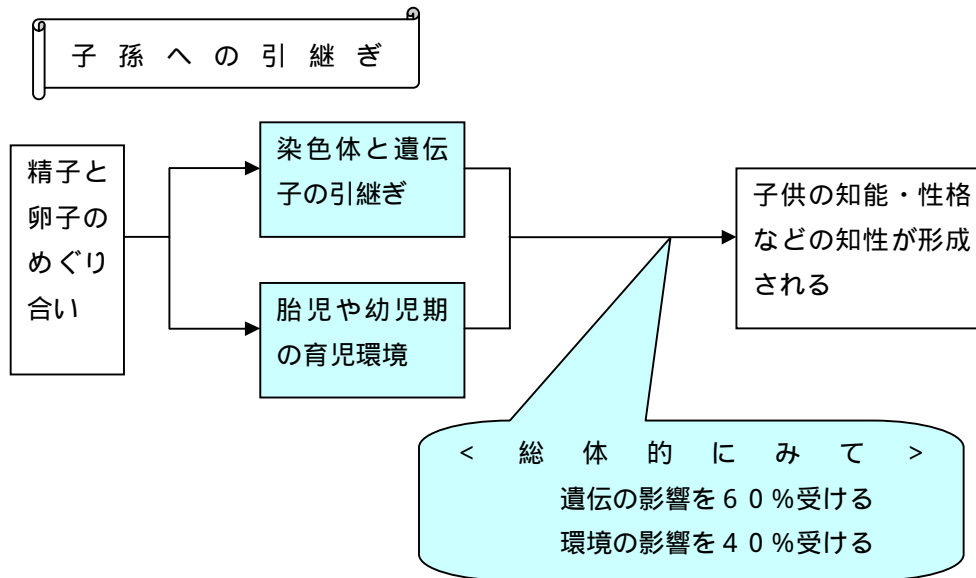
### < 4 > 生命誕生の根本から考える

相続の根本は、血族としての生命が連続して引き継がれていくことです。精子と卵子のめぐり合いにより、新しい生命が誕生しました。その生命には、祖父由来の



染色体と祖母由来の染色体が引き継がれていき、その染色体には遺伝子が組み込まれています。

顔・形・知能や性格などの知性は、総体的にみて60%は遺伝の影響を受けます。また、胎児や幼児期の育児環境の影響は、その子供の脳の神経伝達システムのネットワークをつくるのに、大変重要な役割をもちます。



新しい生命体である子供が誕生したときには、その子供は両親の持っているすべての特性を受け継いでくれていますから、すべての子供は愛おしく、また、平等に育てることを望んでいます。

その子供が成長をし、学校を卒業し、就職をし、独立をして家庭を持つころには、時の経過とともに、親の人生の限りある生命の先が見えてきます。

親が相続の一つの行為としての遺産の分割を考えると、自分の意思に沿わない子供の存在をどう考えますか。感情に左右されることなく、冷静な判断が要求されることです。

親の意思に沿わない子供でも、「血族としての生命を連続して引き継ぐ」という立派な役割を果たしていることを忘れてはなりません。

さて、あなたは、あなたの相続財産を子供に「平等」に分配しますか、または、「公平」に分配しますか、あるいは、「えこひいき」な分配をしますか。

さあ、あなたの子孫繁栄のための最後の奉仕です。相続とは「親族の心を結ぶ共同作業である」という理念をもち、生命誕生の根本から考え「信念」を持って遺産分割の考え方をハッキリと打ちだしましょう。

## 〔 8 〕 遺言について

### < 1 > 遺言の効用

相続人の中での遺産分割がスムーズに行きそうにないと予想されるときは、生前に推定相続人の相続分を定めて、遺言書を作成するのが一般的であります。

被相続人が亡くなった後に遺言書があれば、遺言書の保管者や発見した相続人は、その遺言書を家庭裁判所に提出して、検認を請求しなければなりません。

遺言書を作成すれば「これで一安心」と思われる被相続人の方もおられると思いますが、遺言書は「遺産分割そのものを法律的な側面から解決」をしてくれますが、万能薬ではありません。

#### 遺言書

「遺産分割そのものを法律的な側面から解決」してくれる  
(例) 1、法的な拘束力をもって、遺産分割ができる  
2、分割された遺産の「名義書換」ができる

#### 生命誕生の 根本から考 える

遺産分割がスムーズに行えれば、将来にわたり、「円滑な親族間の交わり」ができる

遺言書は一通のみならず、数通出てくることは珍しくありません。おまけに、内容が「同じところもあれば、違うところもあり、また、取り消したところもある。」というふうに、内容の変わったものが出てまいります。被相続人の遺産分割についての考え方が一定をしていないと、迷うのは相続人です。

相続人は、被相続人が自分を「公平」に考えてくれているのか、または、「不公平」に考えているのかにより判断をします。双方の思惑の違いが生じると、遺言書どおりに遺産分割を行えば、後々までも尾を引き、親族の間で仲たがいをするのは目に見えています。

天国の上から俗世界を見たときに、親族の間でもめていれば、「現世で重要なことをやり残してきた」と、後悔の念が生じるのではありませんか。

遺言書を作成する場合は、公正証書遺言にすることをお奨めします。公正証書遺言にすれば、被相続人の「承継」に対する考え方をハッキリと打ち出すことができます。この意思表示をすることが、相続人が理解をしてくれる一番の方法であると考えます。

## < 2 > 公正証書遺言

公正証書遺言は、遺言者が公証役場に出向き公証人の前で遺言の趣旨を口授し、公証人がこれを筆記して、その遺言の内容を遺言者および証人に読み聞かせをして、承認を得ることにより、公正証書として作成する公文書です。

公正証書遺言は証人2人以上の立会い、および、公証人の手数料が必要になりますが、遺言に対する家庭裁判所の検認を受ける必要はありません。

原本は公証役場に20年間保管されます。

### 公正証書遺言の作成

- 1、遺言者が公証人に遺言の趣旨を口授すること。
- 2、公証人がこれを筆記し、その遺言の内容を遺言者および証人に読み聞かせをして、承認を得ること。
- 3、遺言者と証人は、各自署名および押印をすること。
- 4、公証人は、所定の方式により作成したものであることを付記して、署名および押印をすること。
- 5、証人は2人以上必要です。また、立会いをしなければなりません。
- 6、公証人の手数料が必要です。

遺言をする財産の価額によって手数料は決まります。

( Q & A < 5 > 公正証書遺言の作成手数料を参照して下さい。 )

### 公正証書遺言に必要な書類

- 1、遺言者が用意するもの
  - ( 1 ) 遺言の案 ( 箇条書きに記載したもので十分です。 )  
< 3 > 公正証書遺言の書き方 を参照して下さい。
  - ( 2 ) 遺言者と相続人との続柄がわかる戸籍謄本および相続人の住民票
  - ( 3 ) 相続人以外の人に遺贈する場合には、受遺者の住民票
  - ( 4 ) 遺言者の印鑑証明書と実印
  - ( 5 ) 不動産の登記簿謄本および固定資産税評価証明書
  - ( 6 ) 財産が不動産以外の場合は、それらの財産を特定する資料  
メモ書きでも可能です。
  - ( 7 ) その他、公証人が指示した資料

- 2、証人が用意するもの
  - (1) 住民票および印鑑(認印でも可能です。)
  - (2) 証人の職業を記載したメモ
- 3、遺言で遺産分割方法の指定を第3者に委託する場合は、その人の住民票および職業
- 4、遺言で執行者を指定する場合は、その人の住民票および職業

### < 3 > 公正証書遺言の書き方

公正証書遺言は、公証人が作成をしてくれますから、遺言者は「遺言の原案」を作成し、それを箇条書きにしてメモ書きをすればそれで十分です。

すべての財産を特定しなくても、公正証書遺言を作成することができます。何も難しく考える必要はありません。

公正証書遺言を作成する場合の要点は、次に掲げる3点です。

No	公正証書遺言を作成する場合の要点	指定の委託
1	「相続分の指定」をすること	第3者に委託することができます
2	「遺産分割の方法を指定」すること	同 上
3	「遺言執行者を指定」すること	同 上

#### 1 「相続分の指定」について

被相続人は、相続人の相続分を指定し、または、その指定を第3者に委託することができます。相続分の指定、または、指定の委託は必ず遺言でされなければなりません。

相続分の指定をすることにより、すべての財産の把握をしなくても、公正証書遺言を作成することができます。

#### 相続分の指定の具体例

- 1、次のとおり各相続人の相続分を指定する。
- |    |       |       |
|----|-------|-------|
| 妻  | 尼崎 節子 | 10分の5 |
| 長男 | 尼崎 健志 | 10分の2 |
| 長女 | 大阪 花子 | 10分の2 |
| 次男 | 尼崎 康志 | 10分の1 |

相続分の指定は、被相続人の意思を明確に打ち出すためにも、必ず被相続人自ら指定をすることをお奨めします。

## 2 「遺産分割方法の指定」について

被相続人は、遺産分割の方法を指定し、または、その指定を第3者に委託することができます。遺産分割方法の指定、または、指定の委託は必ず遺言でされなければなりません。

一般的には、「特定の財産」を「特定の相続人」に相続させる旨の遺言がされることが多く見受けられます。

### 一般的な遺産分割方法の指定の具体例

次のとおり各相続人の遺産分割の方法を指定する。

1、妻 尼崎 節子は、次の遺産を相続する。

(1) 尼崎市富松町1丁目 地番5番 宅地 100㎡

(2) 株式会社〇〇の株式 2000株

2、長女 大阪 花子は、次の遺産を相続する。

(1) 尼崎信用金庫〇〇支店

定期預金(口座番号0123)額面1000万円

(以下省略)

遺産分割方法の指定は、財産を特定して、被相続人自ら行うことが望ましいことですが、相続財産が多岐にわたりますと、財産を特定するのに時間と労力と専門的な知識を必要とします。

時間が掛かりすぎますと、遺言をしようとする意欲が失われて、有効な手が打てないまま、遺産分割を相続人の協議にまかせることとなります。

このような場合には、信頼のおける第3者に「遺産分割方法の指定」を委託して、公正証書遺言を作成されることをお奨めします。

被相続人自ら「相続分の指定」をすることにより、相続財産の相対的な配分が決まりますから、その相対的な配分の範囲内で「遺産分割方法の指定」を第3者に委託することは、被相続人の意思を十分に反映することができる有効な解決方法であると考えます。

すべての相続財産を特定することなく、短時間で、A4の用紙1ページの範囲内の簡単な方法により、「遺言の原案」を作成することができます。

相続が開始をしてから、特定の財産を誰が相続するかを決めたら良いことです。

### 「遺産分割方法の指定」の委託の具体例

遺産分割方法につきその指定を、次の者に委託する。

- ・ 事務所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町四丁目壹番貳八号
  - ・ 住 所 兵庫県尼崎市杭瀬南新町〇〇丁目〇〇番地
- 税理士 上田 勝  
昭和拾七年拾月拾五日生

### 3 「遺言執行者の指定」について

被相続人は、1人または数人の遺言執行者を指定することができます。遺言執行者の指定は必ず遺言でされなければなりません。

指定を受けた遺言執行者は、遺言どおりに手続きを実行する職務を負います。また、相続人は、遺言の執行を妨げる行為をすることはできません。

原則として遺言執行者には、誰でもなることができます。相続人も遺言執行者になることができます。

遺言執行者には、被相続人の配偶者・子供・身内の者で信頼のおける方を指定されることをお奨めします。

### 遺言執行者の指定の具体例

遺言執行者として、遺言者の妻 尼崎 節子（昭和貳拾年参月五日生）を指定する。

### 4 「遺言の原案」のまとめ

次に掲げる内容の原案を作成されることをお奨めします。

相続分の指定

被相続人自ら「相続分の指定」をする

遺産分割方法の指定

信頼のおける第3者に委託する

遺言執行者を指定

配偶者・子供・身内の人を指定する

「遺言の原案」の具体例

< 遺言の内容 >

1、次のとおり各相続人の相続分を指定する。

妻	尼崎 節子	10分の5
長男	尼崎 健志	10分の2
長女	大阪 花子	10分の2
次男	尼崎 康志	10分の1

2、次ぎの者に遺産分割方法の指定を委託する。

住所 尼崎市杭瀬南新町〇〇丁目〇〇番地  
税理士 上田 勝

昭和17年10月15日生

3、遺言執行者として、妻 尼崎 節子（昭和20年3月5日生）を指定する。

相続財産が多岐にわたり、多額になっても、上記の<遺言の内容>を、公証人の前で被相続人自ら口授することにより、被相続人の意思を十分に反映した公正証書遺言を作成することができます。

特定の財産を、特定の者に相続させたいときには、その旨を<遺言の内容>に記入し、口授します。

簡単で、単純、明快な方法により公正証書遺言を作成することができますから、多くの方々が活用されることを願っています。

<参考文献の紹介> （一読されることを、お奨めします。）

- |                      |                        |          |
|----------------------|------------------------|----------|
| 1、創造経営経済学            | 薄衣佐吉著                  | 白桃書房     |
| 2、ヒトの遺伝              | 中込弥男著                  | 岩波新書     |
| 3、遺伝できること、きまらぬこと     | 中込弥男著                  | 裳華房      |
| 4、幼児教育と脳             | 澤口俊之著                  | 文春新書     |
| 5、わがままな脳             | 澤口俊之著                  | 筑摩書房     |
| 6、子供の脳力は9歳までの育て方で決まる | 大島 清著                  | 海竜社      |
| 7、心や意識は脳のどこにあるか      | ニコライ・ウェイド=編<br>養老孟司=解説 | 翔泳社      |
| 8、「かしもの・かりもの」入門      | 田邊教郎著                  | 天理教此花大教会 |
| 9、図解雑学「脳のしくみ」        | 岩田 誠監修                 | ナツメ社     |

## ホームページ Q & A

### < 1 > 公正証書遺言について

【問】 自筆証書遺言と比べて、公正証書遺言のメリットを教えてください。

【解説】

公正証書遺言の長所および短所は、次に掲げるとおりです。

NO	項目	公正証書遺言	自筆証書遺言
1	遺言を作成する者	公証人が作成する(遺言者は原案を作成する)	自筆で遺言者本人が作成する
2	遺言の保管者	公証役場で原本を20年間保管する	遺言者の責任において保管する
3	家庭裁判所の検認	検認を必要としない	検認が必要である
4	公証人の手数料	手数料が決められている	手数料は必要ない

### < 2 > 証人について

【問】 公正証書遺言を作るときに、二人以上の証人の立会いが必要とのことですが、証人は誰になってもらってもいいのでしょうか。

【解説】

次に掲げる者は、遺言の証人または立会人になることができません。

- 1 未成年者
- 2 推定相続人、受遺者およびその配偶者ならびに直系血族
- 3 公証人の配偶者、四親等内の親族、書記および雇人
- 4 遺言執行者(利害関係を有する者)

証人には、信頼のおける第三者になってもらうほうが賢明です。信頼のおける第三者がおられると後々の相談相手にもなり、円滑な相続が実行できる一つの方法でもあります。

### < 3 > 遺産分割の方法の指定の委託について

【問】 遺産分割方法の指定を委託したいと考えておりますが、どのようなメリットがありますか。また、委託を受ける者は何かの資格を持っていないければなりませんか。



## 【解説】

遺産分割方法の指定をすることができる者は、被相続人本人と指定の委託を受けた第三者です。

また、指定の委託を受ける第三者の資格要件はありません。

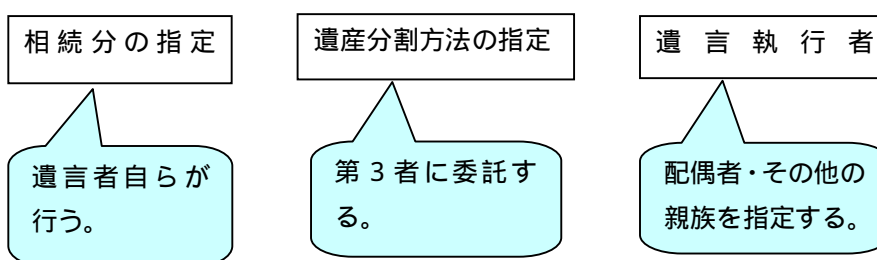
しかし、共同相続人は利害関係を有しますから第三者には入らず、指定の委託を受けることはできません。

遺産分割方法の指定、または指定の委託は必ず遺言でなされなければなりません。

相続が開始したときに指定の委託を受けた第三者は、相続人に対して指定の委託を受けるか否かの意思表示をしなければなりません。

相続分の指定は遺言者自らがいき、相続財産の相対的な配分を決めておくと共に、遺産分割方法の指定を第三者に委託しておけば、すべての相続財産を把握しなくても遺言者の意思を十分に反映させることができます。

相続が発生してから、指定を受けた第三者が具体的に遺産の分割を指定することになります。



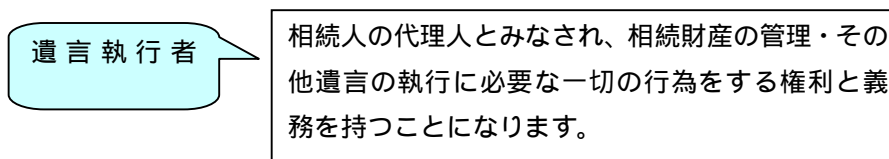
## < 4 > 遺言執行者について

【問】遺言執行者がなぜ必要ですか。

## 【解説】

遺言者は、遺言により1人または数人の遺言執行者を指定することができます。遺言執行者は、相続人の代理人とみなされ、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有します。

また、相続人は相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為をすることができません。



したがって、遺言執行人は相続人に代わって相続登記・賃貸料受領・包括受遺者の遺産処分等の行為を行うことができます。

相続が開始したときに遺言執行人に指定された者は、相続人に対して承諾をするか否かの意思表示をしなければなりません。

相続人の間に意見の相違が予想される場合は、遺言執行人を指定しておくほうが賢明な解決策になります。

次に掲げる者は、遺言執行人になることができません。

- 1 未成年者
- 2 破産者

遺言執行人には相続人もなることができますから、被相続人の配偶者・子供・身内の者で信頼のおける方を指定されるほうが賢明です。

## < 5 > 公正証書遺言の作成の手数料

【問】公正証書遺言を作るときの、公証役場に支払う手数料を教えてください。

### 【解説】

公正証書遺言の作成の手数料は、国が定めた公証人手数料令により定められています。

NO	目的の価額	一般の手数料	遺言のときの加算手数料	遺言のときの手数料合計
1	100万円以下	5,000円	13,000円	18,000円
2	200万円以下	7,000円	13,000円	20,000円
3	500万円以下	11,000円	13,000円	24,000円
4	1千万円以下	17,000円	13,000円	30,000円
5	3千万円以下	23,000円	13,000円	36,000円
6	5千万円以下	29,000円	13,000円	42,000円
7	1億円以下	43,000円	13,000円	56,000円
8	1億5千万円以下	56,000円		56,000円
9	2億円以下	69,000円		69,000円
10	2億5千万円以下	82,000円		82,000円
11	3億円以下	95,000円		95,000円
12	10億円以下 5千万円ごとに11,000円加算			
13	10億円超 5千万円ごとに8,000円加算			

(注) 手数料は各相続人等の、1人に一行為として手数料が計算されます。

証書の枚数および正本等の書類の交付などにより若干金額が加算されます。詳細は最寄りの公証役場に確認をして下さい。

## < 6 > 遺産分割の調停事件の現況

【問】 遺産の分割について相続人の中で争いごとが多いと聞いていますが、現況はどのようになっているのでしょうか。

### 【解説】

H18年の日本の人口総数は約1億27百万人です。その内亡くなった人の数は約102万人です。また、相続税の申告を行った被相続人の数は、43,488人（H16年分）になっております。

「最高裁判所の統計資料」によりますと、H16年の「遺産の分割に関する処分」（調停事件）の新受件数は10,083件あり、毎年増加しております。また、遺産分割事件の総数9,286件のうち、認容および調停成立は6,707件になっています。

認容・調停成立件数の金額別の内訳を見てもみると、遺産の価額が5千万円以下の件数は4,720件となり、実に全体の70%の割合を占めています。

遺産分割の争いごとが起こるのは、金額の「多い・少ない」に関係なく発生しています。このほかに、家庭裁判所に持ち込まれない争いごとでも多数発生しているのも事実です。

被相続人および推定相続人の中で「何を」引き継いでもらうのか、また「何を」受け継いでいくのかの思惑の違いが、争いごとの原因になっています。

（〔7〕<3>「親族の心を結ぶ共同作業」として を参照のこと）

相続について、被相続人および推定相続人にとって一番精神的に負担に感じているのは、遺産の分割の問題です。

遺産の分割が解決すれば、利害関係人の皆さんは一樣にほっとされているようです。そのためには、相続とは「親族の心を結ぶ共同作業である」という理念をもち、「争続」にならないように事前に準備をし、予防していくことが肝要です。

## < 7 > 相続の紛争は次世代に持ち込まないこと

【問】 父親が亡くなり、複数の自筆証書の遺言書がでてまいりました。その中には、ある特定の相続人（A相続人）に一切の相続財産を相続させない旨の遺言書も含まれています。また、遺言書にはすべての相続財産が含まれていません。

相続人が集まって遺産分割の協議が行えるのか不安です。どうしたら良いのでしょうか。

## 【解説】

法的に問題を解決する前に行うべきことは、A相続人が遺言書を見てどう理解しているのか、また、どう理解をしてもらえるのかを、A相続人と十分に話し合うことです。

話し合いのポイントは、次に掲げるとおりです。

### 1 話し合いの対象者

A相続人および配偶者ならびに子供です。A相続人の家族を話し合いの対象にすること。

### 2 話し合いの基本的な内容

1) 子供達の代にまで、相続の争いごとを持ち込ませないことを基本にすること。

2) 話し合いを行うすべての人が、親を大切に想う「心」を持つこと。

親を大切に想う「心」は、子供を大切に想い、ひいては親族を大切に想う「心」に通じます。

3) なぜ、父親が相続財産を相続させない旨の遺言を書いたのかを、正直に話し合ってみること。

このような遺言を書いた原因が必ず見つかります。このことの話し合いを行うすべての人が認識することです。

4) 根気よく話し合いを続けること。

すべて直ちに遺産分割協議の合意ができるわけではありません。根気よく話し合いをすれば、双方が納得のいく解決策が必ず見つかるようになります。

### 3 まとめ役の必要性

信頼のおける第三者に中に入ってもらい、行事役になって貰いましょう。行事役は、どちらかの方に肩入れをすると話し合いが上手くいきませから、必ず中立の立場で判断することが重要です。

話し合いが上手くいかなければ、法的な手続きをしなければなりません、子供達の代まで紛争が持ち込まれることを覚悟しなければなりません。しかし、解決の糸口は見出せるものと考えます。

法的な手続き等については、司法書士・弁護士等の専門家に依頼しましょう。

## < 8 > 遺伝の影響を受けるのか

【問】 子供が三人いますが、一人の子供は自分の性格によく似ています。遺伝の影響を受けているのでしょうか。

## 【解説】

動物の世界では血統が重要視されています。競走馬の世界においては、父方は短距離血統であり母方は長距離血統である等の情報により馬券が購入されます。またシモフリのいい肉質の牛は高値で売買されます。犬の世界においても然りです。

これら動物の運動能力・肉質・体型等は、すべてオスとメスから半分づつの遺伝子を引き継ぎますから、その間にできた子供は当然に親の才能を受け継ぐこととなります。人間も動物ですから同じことがいえます。

イギリスのシールズの研究によれば、一緒に育てられた一卵性双生児と、別々に育てられた一卵性双生児とは、二卵性双生児よりも、「知能および性格」の面で強い相関関係を示し、お互いによく似ていることを発表しています。

父親から半分、母親から半分の遺伝子を引き継ぎますから、顔・形・声が遺伝すると同じように、「脳の構造」も遺伝するということですから、当然に「性格が内向的だ・外交的だ」とか「神経が図太い・繊細だ」、または「気性が激しい・温厚だ」などの性格も受け継ぐこととなります。

遺伝は、その人の「基盤」「枠組み」「可能性」を提供するだけであり、一人の人間の形成にとっては、環境も大変重要な影響を与えることとなります。

総体的に見て遺伝の影響を60%、環境の影響を40%受けるといわれています。また、兄弟すべてが同じ内容の遺伝の影響を受けるわけではありません。

(〔4〕子孫への引き継ぎ <2>知性は遺伝する を参照して下さい。)

## < 9 > 相談をしたいときは

【問】 相続の問題で困っています。相談をしたいと思いますが、遠方に住んでいますのでどうしたら良いでしょうか。

## 【解説】

お問い合わせ入力フォームのご相談欄に、相談内容を具体的に記入して下さい。回答できるか否かを含めて一週間以内に返事をいたします。

相続および事業承継などを解決するのは、結構長い時間がかかりますので身近なところで親密に相談できる人を持たれる事をお奨めします。

相談できる人と連絡を取り合いながら、よい解決策を見つけられるように協力いたします。

また、相談できる人が専門的な資格を持っておられる方ならば、なお好都合です。専門的な資格を持っておられる方とは、将来的に緩やかな連携を採ろうと考えております。

いつか暇を見つけて、当事務所にお越しいただけるならば幸いに存じます。